

オープン・フォーラム

「漢字文化の今 2」

——東アジアの人名・地名と漢字——

主催：京都大学 21 世紀 COE 「東アジア世界の人文情報学研究教育據點」

——漢字文化の全き継承と発展のために——

京都新聞社

2005 年（平成 17 年）2 月 13 日（日）

京都新聞文化ホール

目 次

プログラム	2
講演者・司会・パネラー紹介	3
開会の辞（高田時雄）	5
基調講演 1 「日本の地名と漢字」 金坂 清則	7
基調講演 2 「人名と漢字」 笹原 宏之	24
パネル・ディスカッション	35
資料	62
あとがき	66

プログラム

オープン・フォーラム「漢字文化の今 2」

——東アジアの人名・地名と漢字——

主催 京都大学 21 世紀 COE 「東アジア世界の人文情報学研究教育據點」

——漢字文化の全き継承と発展のために——

京都新聞社

日時 2005 年（平成 17 年）2 月 13 日（日）13 時～17 時

場所 京都新聞文化ホール

開会の辞 高田 時雄（京都大学人文科学研究所教授）

基調報告

金坂 清則（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授）

「日本の地名と漢字」

笹原 宏之（独立行政法人 国立国語研究所 主任研究員）

「人名と漢字」

パネル・ディスカッション

司会：高田 時雄

パネラー：

阿辻 哲次（京都大学大学院人間環境学研究科教授）

富谷 至（京都大学人文科学研究所教授）

安岡 孝一（京都大学 人文科学研究所 助教授）

李 昇燁（京都大学 人文科学研究所 助手）

承 志（京都大学大学院 文学研究科 外国人共同研究者）

講演者紹介

金坂 清則（かなさか きよのり） 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 1947 年生

専門分野は歴史地理学、都市史。現在や過去における人間の様々な営為や、その営為の所産として生み出された都市、交通路などについて、その地域的特質を主として人文地理学の立場から研究している。絵図・地図や旅行記・地誌など、地域や空間・環境などを直截的に描くものを分析し、他分野における研究の方法や成果も積極的に取り込みつつ考究することによって地域・空間・環境認識といった側面についても解明を進めている。編著書に、『福井県風土記——美しいふるさと』（トラベル・メイツ社）、論文に「古典にみる環境・景観・空間認識と歴史地理学」（『歴史地理学』）、『19 世紀英国海軍製海図およびそれ以前の欧州製地図に描かれた〈瀬戸内海〉』（『瀬戸内海に関する研究』）など。

笹原 宏之（ささはら ひろゆき） 国立国語研究所研究開発部門主任研究員 1965 年生

専門分野は、日本語学（国語学）。漢字文化圏における文字の歴史と現状を視野に入れ、日本語の文字・表記の動態に関する研究を進めている。特に、人名・地名など固有名詞を含めた漢字表記の歴史的変化と地理的分布、各メディアにおける日本語表記の特徴について、文字生活という観点を加えた調査を行っている。経済産業省による JIS 漢字の制定と改正、法務省による人名用漢字の改正などに関わる。著書に、『現代日本の異体字』（三省堂）、論文に「国字と位相」（『国語学』）、「文字から見た日本語らしさ」「地名を漢字で書くために」（ともに『日本語学』）、「携帯メールにおける文字表記の特徴とその影響」（『社会言語科学』）などがあり、「峠」「腺」といった日本製漢字の展開と社会集団などによる位相差に関する著書を刊行の予定。

パネル・ディスカッション 参加者紹介

高田 時雄（たかた ときお） 京都大学人文科学研究所教授

敦煌写本の言語史的研究。チベット語、コータン語、ウイグル語、漢語などをはじめとする各種言語の宝庫である敦煌遺書を手がかりに、敦煌周辺で行われた言語、さらには中央アジア、東アジアの言語社会の具体相を解明する。

阿辻 哲次（あつじ てつじ）京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授

東アジア世界に強烈な影響を及ぼし続けた中国文化について、特に中国の主要な文字である漢字とそれぞれの時代における社会との関係を考察。また甲骨文字など古代文字学の知見をふまえ、パソコン等の現代テクノロジーの媒介としての漢字をも視野に含めて考える。かつて東アジア地域全般にわたって国際的な共通文字として使用された漢字の歴史と今後の展開を文化全体の流れに位置付けて、その特質を解明することをめざす。

富谷 至（とみや いたる）京都大学人文科学研究所 教授

中国法制史の領域のうち、主として刑事法を研究対象とする。中国秦漢時代から隋唐にいたるまでの刑罰・裁判制度の変遷を明らかにする。漢代の法制史研究に欠かせない簡牘を読み解くだけでなく、書写材料、歴史考古資料としての簡牘学の研究も同時平行してすすめている。

安岡 孝一（やすおか こういち）京都大学人文科学研究所 助教授

コンピューター上での文字の扱い、およびインターネット時代の文字コードのありかたを、漢字など東アジアの諸文字を主に研究対象にしている。過去の文字コードの歴史、あるいは相互変換性を視野におきながら、文字をコード化することとはそもそもどのような意味を持つのか、それによって伝達される情報とは何なのか、ということの解明を目指している。

李 昇燁（い すんよふ）京都大学人文科学研究所 助手

植民地朝鮮における日本人社会を主に研究、在朝鮮日本人社会が植民地の「政治空間」の中で如何なる存在として、如何なる役割を果たしたのかを探ると共に、朝鮮人側の協力、および対立、在朝鮮日本人社会に対する植民地統治権力の対応などの問題にフォーカスを合わせて研究している。

承 志（Cheng Zhi） 京都大学大学院 文学研究科 外国人共同研究者

清朝八旗社会史研究。大清帝国の歴史を満洲語・中国語等の多言語資料を用いて再構を試みている。八旗ニル社会の研究を通して皇帝支配構造の究明だけではなく、より実状に近いニル社会の究明を目指し、当時の社会状況や旗人の具体像の解明を目指している。最近は主に満洲語輿地図とシャーマニズム経典を中心に研究を進めている。

開会の辞

高田（司会） 定刻を過ぎておりますので、早速本日のオープン・フォーラムを開始いたしたいと思います。今回、司会を務めさせていただきます京都大学人文科学研究所の高田です。よろしくお願いいたします

今回のオープン・フォーラムは第 2 回ということになっていますように、昨年にも同じような時期に京都大学の時計台記念館で第 1 回をやらせていただきました。その際にもたくさんのご来場をいただきまして、大変ありがたく思っております。その際、こういう催しはできれば続けてやっていただきたいというご要望もありましたので、今回、第 2 回目としてこの場を設定させていただきました。

私たちの 21 世紀 COE 拠点では、さまざまな漢字文化に関する活動を行っていますが、とりわけこのオープン・フォーラムは、一般の方々にわれわれの活動について知っていただくとともに、ひろく漢字文化について考えていただくために構想されました。

この 21 世紀 COE は 5 年計画ですので、できれば残る 3 年間も続けて同じようなフォーラムを毎年開催したいと思っておりますので、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。

COE プログラムの副題にあります「漢字文化の全き継承と発展」という考え方について少し申し上げます。我々、大学に勤務しております、若い大学生諸君の漢字能力の低下ということを日々痛切に感じ、一種の危機感を抱いているわけです。一方、最近では一般の皆さん方もコンピューターを使って漢字を書いたり読んだりすることをやるようになりました。事実、漢字を使う頻度は高くなっていますし、かつ使用する文字の数も格段に多くなっています。学校で教わる漢字よりもはるかにたくさんの漢字が、實際上、社会では使われているということで、今後、漢字にかかわる政策を新しく考え直さなければいけないのではないかという情勢になってきています。

これは新聞紙上でもすでに報道されているところですが、例えば国語研究所では、今年から国語力の全面的な再調査を行うという報道もありますし、かつまた、文化審議会の国語分科会では、新しい時代に即して漢字の数を（増加させる方向で）考え直さねばいけないという話にもなっています。

実際問題として、我々は日常的に漢字に接しているわけですが、とりわけ最近、話題になっていますのは人名、それから地名の漢字です。昨年、人名用漢字が改定されまして、人名に使える漢字の数が増えました。一方、地名についても、市町村合併でたくさんの新しい地名が出



てきていますが、こちらの方はひらがなの地名がたくさん出てきて、地名はむしろ漢字離れが進んでいるという状況にあります。

こういった地名と人名という、我々の日常生活にとって一番身近な漢字というものを考える機縁が、ここ一、二年相次いで起こったということで、今回のフォーラムでは、テーマを地名と人名ということに絞って考えてみたいと思っているわけです。

地名と人名につきましては、単に日本における人名と地名だけではなく、同じ漢字文化圏に属する中国あるいは韓国を含めた地域において、地名・人名の漢字がいったいどういうふうに使われて、どういう現状になっているのかということを、歴史的に、かつ現代的な観点からあらためて考え直してみたいと思います。後半部に設定しましたパネル・ディスカッションでは、ご参加の先生方からご提言をいただく予定ですが、もちろん会場の方々からもご意見をいただければと考えていますので、可能であればその時間をできるだけ長く取りたいと考えております。

それでは、早速、基調講演をお願いしたいと思います。まず最初に金坂清則先生にお話をいただきます。金坂先生は、京都大学大学院人間・環境学研究科の教授をしておられます。ご専門は人文地理学で、イザベラ・バードという、イギリスの女性旅行家の研究を大変精力的に進めておられます。現在、過去における人間のさまざまな営み、それからその所産としての都市や交通路、あるいは絵図、地図、旅行記などについて、他分野の研究手法や成果も積極的に取り込みつつ、主として人文地理学の立場から研究を行っておられます。編著書としては、福井県史の史料編として絵図、地図の分冊を刊行しておられるほか、イザベラ・バードの著作の翻訳も出しておられますし、その他たくさんの論文を執筆しておられます。

本日お話しいただきますテーマは、「日本の地名と漢字」ということでお願いしたいと思います。

では、金坂先生、よろしくお願いいたします。

日本の地名と漢字 —— 漢字文化の継承と行政地名

金坂 清則（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授）

ただいまご紹介いただきました金坂です。時間内でうまく収まるかどうかわかりませんが、話をさせていただきます。私は、昨年2月の第1回オープン・フォーラム「漢字文化の今」のパネル・ディスカッションで、パネラーの1人として地名について発言しました。その内容は、『オープン・フォーラム「漢字文化の今」報告書』（2004）に出ています。そこで今日は、具体的な資料を示しながら、もう少しまとまりをもった形で話してみたいと思います。ただ、何か新しいことを幾つも見い出して、その結果をお話するわけではありませんし、残念ながら、希望に満ちたことをお話するわけでもありません。そこに現在の問題があるわけです。また、日本の地名一般を対象とするのではなく、市町村合併に伴って誕生してきている地名を含む、いわゆる行政地名に限って、かつ漢字と関わらせてお話しします。

もっとも、「まとまりをもった形で話す」といいましても、皆様が知っておられたり、感じておられることを並べ立てるだけになってしまうかもしれません。ですが、このようなものが余りないようですので、ある程度の意味はあると思います。この意味では、日本の地名に関する多くの書物を発表し、それをリードしてきておられる楠原佑介さんの、ちょっと刺激的なタイトルですが、『こんな市名はもういらない！』（東京堂出版、2003）という本は貴重です。

ただ、地名研究者などの主張にもかかわらず、「今更、このようなことを言ってももう遅い」と感じざるを得ない状況に今日あるのも事実です。と申しますのは、市町村合併を促進させてきた「市町村合併特例法」がこの3月末日をもって期限切れになります。1年間の猶予期間はあるのですが、一応期限切れになる、つまり政府の方からのいわゆるアメはそこで切れるわけであり、いわゆる「平成の大合併」は実質的にはすでに終わりかけているのです。また、新たに成立してしまった市町村の名称については、どうのこうの言っても最早変わるわけでもありません——もちろんすべてが悪いわけではありませんが。

ですが、これほど大規模に急激に、また、日本全体を覆う形で行政地名が変わり、かつひらがな地名・カタカナ地名や、問題をはらむとみられる漢字地名が誕生してきているということは、古代以来の日本の行政地名の歴史の上から見ても、特筆すべき事柄です。また、この現象を大局的に整理したものも余りないようです。そこで雑駁ですが、ここでお話しする次第です。

行政地名問題を生み出す原因になる市町村の減少につきましては、配布資料で示してありますが、これについてはあとで取り上げることにし、まず、ご存じの方も少なくないと思われる一つの市の名前を取り上げます。別にこれだけを目の敵にしているわけではありません。今日の状況を象徴するのがこの地名であると言ってよいからです。

南セントレア市という地名とその問題

「恐ろしいことに」という言葉で始めたいと思います。恐ろしいことに、南セントレア市などという日本語とみなすことすらできにくい地名さえも生まれる可能性がまだ残っているのです。この地名は、もし誕生しますと、平成の市町村大合併に伴う悪しき地名誕生物語を象徴する地名ということになるでしょう。今日ここで個々の新しい地名について軽々しく評価を行う



つもりはありませんし、できないことですが、この地名だけは単なるカタカナ地名という問題を超えた良くない地名であるという意味で、敢えて申し上げる次第です。私の考え方は、実は多くの人々の考え方でもあるんじゃないかと思うわけですが、この地名は成立する可能性をまだ残しているのです。

プリントに『朝日新聞』と『読売新聞』の関連記事を載せました（本書付録 p.62 参照）。これを読みますと、それほど深刻にこの地名の問題を捉えているようにも思われませんが、この事態そのものが、ある意味では問題なのです。そして同じくプリントに示しました船橋市在住の一読者の意見（『町昇格拒否した南阿蘇村に敬意』 本書 p.62 参照）は、非常に心強いものがあるわけで、このような、研究者や地名の専門家でない一国民がむしろ積極的にこの問題に発言しているところに、関連するであろう幾つもの学問の世界における閉塞的な状況があるのではないかと考えております。日本全体の大切な問題なのだから、本来はそのような世界に属す人々からもっと発言がなされねばならないと思います。ちょっと横道にそれたかのようにですが、実は、これが私の言いたいことの一つです。

さて、南セントレアの話に戻しますと、プリントで場所を示し、答えを出してしまいましたので、皆様はこれがどこにあるのかおわかりになったのですが、「南セントレア」という地名を聞いて、どこにある地名かわかるでしょうか。新聞報道などで知っていた方や地元の方でもなければわからない。つまり全くイメージできない地名です。

それもそのはず、カタカナ書きのセントレアは **Central Japan International Airport** つまり中部国際空港を極端に縮めて **Centrair** という和製英語を作った上でカタカナで表記し、それを中部国際空港の愛称としたもの、あるいは セントラル ジャパン インターナショナル エアポート **Central Japan International Airport** カンパニー リミテッド **Company Limited** つまり中部国際空港株式会社の商標登録名なのです。

しかも、これを見ていただきたいのですが、Centrair のロゴの ‘ntr’ の  上にはピュッという感じのものが付いております。たぶん、飛行機が飛び立つというイメージを表現したものなのでしょうが、これによって、この英語は単なる言葉ではなく、デザインになっているのです。つまりセントレアは、成り立ちからすれば日本語ではないのです。外来語でもありません。外国で生まれた言葉でもありません。ご参考までに申し上げれば、フランス

には、Centrair をフランス語で発音する小さな飛行機会社があるようです、私の大学院生が昨日教えてくれました。

国際空港の名称に、このような日本の空港であるとはわからない名称を付けたこと、極端に言えば、英語で「デザイン化」することによってようやく意図を伝え得るような名称の付け方には、個人的には違和感を覚えます。ここは国際空港、まさに国際化に欠かせない舞台です。出入口です。国際空港だから「外国風の地名」を付けるという発想はナンセンスです。国際化というのは、本当はそれぞれの国や地域が固有の文化や伝統を大切にしながら、また時にはいろいろな議論を重ねつつ共生していく、一緒にやっていくことなのでしょうが、そのような考え方とは相容れない発想によって「セントレア」は誕生しているのです。ただ、これは名づけた人々なり組織なりの権限に属することですから、一個人である私などがとやかく言えることはありませんし、決まってしまったことでもあります（セントレアという言葉の「響き」が何となく洒落ていて、雰囲気があると人々が感じるであろうことは認めますが、「だからいいではないか」ということには、この場合必ずしもならないと考えます）。

しかしながら、私が、というより、私もとと言った方が正しいのですが、「南セントレア市という地名は悪い」と考えますのは、次のような理由があるからでもあります。

まず第一に、日本の地名は日本語であるとわかるもの、あるいはイメージできるものにすべきであって、建物とか店の名称と地名との違いはきちんと踏まえなければならないと考えるからです。それが第一の理由です。

が、それだけではありません。この地名にはそれ以外にも大きな問題があるのです。中部国際空港は常滑市の沖合に建設されましたが、地図を見ていただければわかりますように、南セントレア市というのは、細長い知多半島の先端を占める形になります。セントレア空港は、空間的には南セントレア市の市域には含まれていないのです。それとは空間的に非連続、つまり行政地名としては無関係なのです。こんなことは行政地名を付す際の大原則と矛盾します。行政地名は領域性をもつことを本質的属性とします。南セントレア市というのはそれに反するわけです。

しかも、常滑市域内の空港の所在地にはセントレアという町名が付けられてしまいましたので、それとの間にも不整合・不都合があります。「セントレアの南なのだから、南セントレアとしているのであって、それでよいではないか」という考え方は認められません。「いっそのこと、サウスセントレアシティとかサウスセントレア市とでもなさったらよろしいのでは」と皮肉りたくもなります。そんなことは万が一にもないでしょうが、そうなれば、この地名の日本の行政地名としてのまずさが一層はつきりするでしょう。

南セントレアという市名になるかもしれない地域は美浜町、南知多町です。それぞれにすばらしい地名なのです。地名に欠かせない歴史ももっています。その上、南セントレアとう地名は、平成の大合併における名称決定の方法として広く採用されている住民からの公募ではまったく挙がってこなかったものなのです。ゼロだったのです。

では、どうしてこのような1件もなかった地名が出てきたかと申しますと、合併協議会の委

員にこの案を持っている人がいて提案したのです。現地調査をまだ行っておりませんので、あやふやなことを言って後からお叱りを受けるといけません——それで、これぐらいにとどめますが、セントレアを「遷都麗空」という当て字で表記するというとんでもない案さえ出て、それもカウントする形で得点を積み上げていって、結局は南セントレアというのが一番になったということです。

私は何もこの地名を揶揄するためにだけこの壇上に立っているわけではありません。以上お話ししたのは、これが平成の市町村大合併に伴う市町村名の誕生を象徴する事例であると思うからです。

私は、住民——時には、合併に関係する範囲にすむ住民——から公募によって名称を募る方法がすべてだとは考えません。日本の地名である以上、日本の地名としての最低限の統一性のようなものがあってもよいであろうに、このような観点で公募では問題にされないことと、そのようなガイドラインが日本では欠落していることを憂えるからです。

最低限に緩やかなガイドラインということ言えば、楠原さんも、日本ほど地名のつけ方のいい加減な国はないということを書いておられます。同感です。私はヤンキースで活躍している松井選手は確かにすばらしいと思いますが、その活躍ぶりがすばらしいからという理由で、出身地の石川県根上町を松井市にしようなどという冗談ともつかない話が地元の然るべき人の口から出たなどという話を憂えます。地名というものに対する基本的な考え方が日本人の中にはないのです。地名は単なる記号などではありません。今日ここに「国語」に関係しておられる方もいらっしゃると思いますが、私は地名の基本的な考え方について考えるのは、国語審議会のような組織の問題でもあっております。

というわけで、新地名の誕生に公募が絶対的であることには問題を感じはしますが、南セントレアという地名が公募では全くなかったということは、やはり無視できない事実だと考えます。この1月27日に一旦決まったものの、13日後に撤回され、この27日、ちょうど二週間後ですが、その日に行われる合併の是非を問う住民投票の際に新市名も投票で選ばれることになっているということにして、どれぐらいの関心がもたれて、どのような決定をみるのか、少々心配している次第です。

新しく誕生するかもしれない地名をこれだけ批判する以上は、ではどのような地名がよいと考えるかを示すのがフェアであるでしょうから示しますと、私は知多美浜市という地名がよいと考えます。合成地名はよくないという指摘がよくなされますが、私は必ずしもそうは言えないと考えておまして、この場合はその好例になると思います。非常に素直な命名ですし、字数的にも決して長すぎるということもありません。もっと長い地名もないわけではなく、美浜町と知多町という、書いても発音しても美しいこの二つの歴史地名を丸ごと取り込んだ地名です。したがって、文化遺産としての地名を継承することにもなります。

ここでもう一点、私が申し上げたいのは、もし二つの町が合併することが本当に必要ならば、そのための地名が決まらないからといって、この合併自体がなくなってしまうというような事

態だけは避けなければならないということです。私は合併が不可欠である、行政域を拡大すればそれでよいという考え方を全面的に支持するものではありませんが、逆に、必要なケースもあることは言うまでもありませんから、そのような場合に新しい地名が決まらないから合併自体を白紙に戻すという事態になることは問題だと考えます。以上、南セントレアという地名を支持する人からしますと一方的と思われる話をいたしました。昨今の行政地名に関わる一つの象徴的な話として、また平成の市町村合併に伴う漢字文化としての地名の問題として、お話しした次第です。

さて、先ほど私は「平成の大合併」は実質的には終焉に近いと申しましたが、地図、特に学校用地図の出版で有名な帝国書院が作製したこのすばらしい地図*の最新版によりますと、今年（2005年）1月末現在合併協議中で新しい名称の決まっていない市町村が、3ヵ月前の137市町村と比べて急激に減ったとはいえ、まだ36市19町2村、計57市町村あります。というわけで、一つでもよい地名が誕生することを祈るものです。このことに関連して申し上げれば、昨年の「漢字文化の今」フォーラム以降の1年間の新聞報道をスクラップしながらみていますと、この会場を所有しておられる『京都新聞』も含めて、市町村合併に関するニュースは非常に増えております。また、京都新聞もそうでしたが、元旦の新聞の特集記事に市町村合併が取り上げられもしました。ですが、地名という観点は昨年までの1年間に比べるとむしろ相対的に弱くなってきているように思われます。どうしても合併という「事件」が全面に出た報道が目立つようになってきているのです。市町村合併という一種の社会的事件としての側面が前面に出た報道に変わってきているのです。当然のことではありますが、地名自体が論じられないことは困ったことでもあります。

過去3度あった市町村の大合併 まず、行政地名の変化は、行政域の拡大に伴って起こりますので、それが近代、つまり明治時代以降どのように進展してきたかを見てみます。配布資料の二つのグラフから驚くべきことがわかります。明治22年と言いますと1889年、今から116年前のことですが、その4月1日に市制町村制が施行され、今日に続く地方行政の制度が誕生しました。そして、この直前の段階で7万以上を数えた行政単位（区町村）はこれによって一挙に1万6千弱にまで減少しました。実に5万以上の行政地名が消えたのです。市町村の合併はその後も続きますが、この「明治の大合併」に次いで短期間に急激に市町村数が減少する事件がその64年後に起こります。すなわち、昭和28年10月に町村合併促進法が施行され、これによってこの直前に9,868を数えた市町村数はそれから8年後の1962年10月には3,453にまで減少しました。「昭和の大合併」と言われるものです。そして、その後の30年間には3,236にまでしかならず、1995年に合併特例法改正が行われたにもかかわらず、その後も2002年まではほとんど変わらず3,218だったのが、この法律の期限が近づくとつれて急に減少し始

*帝国書院「平成の市町村大合併——加速する地方分権化による合併の波」2005年2月。この地図は2005年3月に同社から刊行される『旅に出たくなる地図 日本』『地図で訪ねる歴史の舞台』『エッセンシャルアトラス』『大きな文字の地図帳』などに収載。

め、期限である 2005 年 3 月が 1 年後に迫った時点で 2,500 前後になり、1 年後には 2,000 を切って 1,800 前後にまでなろうと予測されているのです。

もちろん、このような市町村域の広域化は社会の変化にも対応してのことであり、意義もあったわけですから、これに必然的に絡む市町村地名の減少を全面的に問題視することはできません。しかし、それまでの行政地名が現実的な意味を失うのに伴って人々の意識から抜け落ちていき、消滅していく事態を「それでよい。役割を終えたのだから」と見なし、何の手当てもしないで済ますことは許されないのです。地名は歴史の中で生きてきたものであり、文化遺産でもあるのです。地名には大陸レベルのものから小字レベルのものまであり、重層的・体系的に存在しています。ですからこのような地名を軽視するところには、国土という認識や国境という観念も——きわめて重要なことですが——きちんと育たないのです。私は、消えていく行政地名を放置せず、その地名が示す場所を資料として継続的に記録に留めておく知的文化的営みを国は責任をもって行うべきであり、歴史地名を文字資料の形で民間の出版社がまとめるだけではだめであると考えておりますが、このことを声を大にして主張せねばならない危機的な状況に今私たちが置かれていることが、以上見てきました市町村数の劇的減少からおわかりいただけると思います。

100 年少し前に 7 万もあったのが、2,000 ほどになってしまったのだから、もう仕方がない、時は流れる、歴史も流れるというような考えでは、あるいは、市町村の数さえ減ればそれでよいというような考えでは、全くだめなのです。しかも後にも述べますが、日本の文化・社会を支えてきた「漢字文化」という点からも憂慮すべきことが行政地名についても現われてきているのです。文化遺産たる地名を真に文化遺産として保存するには、地図表現を通して行うことが不可欠であることを申しておかねばなりません。

平成の市町村の大合併の地域的特質と誕生した地名の特徴 そこで次に平成の市町村の大合併の問題を、地名という観点を中心に見てみます。まず、平成の大合併には一つの顕著な地域的特徴があります。それは日本の中で見たときの地域的偏りの大きさです。これには二つの要素があります。先ほど紹介しました帝国書院の地図からもわかるのですが、一つは、大都市圏とそれ以外の非大都市圏の間で合併の進行に著しい差があり、大都市圏では非大都市圏に比べて合併の進行が明らかに低調であるということです。

そして二つ目は、非大都市圏では西日本と東日本の間で合併の進行に大きな違いがあり、西日本、特に中国地方で顕著なのに対して、東日本、特に北海道では合併の進行が明らかに低調であるということです。西高東低の構造は今回の合併直前における行政域の広狭にも関係することですが、これだけを強調しますと大都市圏における合併の進捗率の低さとの間に矛盾をきたします。ここでは、行政地名の消滅・改変という問題が、日本全体に均一に生じている問題なのではないということを申し上げるにとどめます。言語学や民俗学から地名を取り上げる人は余り関心をもたない点かと思いますが、無視できない点です。ところが、私もその 1 人ですが、地理学の関係者にも関係学会にも地名、とりわけ、これほどまでに社会的関心事になってきている市町村合併に伴う地名の問題を座視するという傾向が顕著なのです。由々しきことだ

と思い、若干の努力はしております。

次に、「漢字文化の今」に関わらせて、平成の大合併の地名の問題を見てみますと、二つのことが指摘できます。その一つは旧国名地名を利用した地名の誕生が目立つこと、今一つは、ひらがな・カタカナ地名の誕生が目立つことです。いずれも明治の大合併や昭和の大合併では目立たなかったことです。



旧国名地名の利用 まずはじめに、旧国名地名を冠することになった、あるいは、その予定になっている地名を見ますと、配布資料の表（本書 p.63 参照）のようになります。約 60 の市町がこれに該当します。このうち、対馬市や壱岐市、さらに、ちょっと揉めた後に成立しました佐渡市については、しかるべき地名と言えます。なにしろ、この三つは古代の国の範囲をもって新しい市域になったのですから。しかし、実際には行政域の拡大が旧国の範囲に及ぶことなく旧国名地名やそれを一部に冠する新市町名が生まれる場合の方が、むしろ圧倒的に多いのです。旧飛騨国の国府のあった国府町ほか 2 町 6 村が飛騨国の最大都市（中心）であった高山市と合併するのに呼応するように、それ以北の 2 町 2 村が合併して国名地名を冠して飛騨市が成立したのはその一例で、これなども楠原さんに言わせれば問題のある命名ということになります。

私は、この考えを厳密にあてはめると、旧国名地名を付すことは、島から旧国が構成される対馬・壱岐・佐渡の三つを除くと、きわめて難しくなる一方、旧国名地名は歴史地名の代表なので、それを現代に生かすという意味では、ある種の意義を有すると考える者ですが、ただ、(a)新しい行政域の広がりとは旧国の広がりとの隔たりがきわめて大きいにもかかわらず、この旧国名を付すケースや、(b)それに加えて県内にその旧国名を冠する新市町が複数誕生するケースについては、やはり問題を感じます。特に問題なのは(b)で、福井県や静岡県にその好例があります。

すなわち福井県には従来は越前海岸に沿って越前町があっただけでしたが、今庄町・南条町・河野村を以て「南越前町」となる一方で、旧来の越前町が織田町・朝日町・宮崎村と合併して「越前町」となり、加えて武生市というかなり知名度がある市も今立町と合併して「越前市」になることに決まった結果、紛らわしいと言わざるをえない事態が生じたのです。関係市町村の越前という旧国名へのこだわりはわかりますし、その中で越前国の国府所在地であった武生市が古代越前の中心であったことと唯一の市であったことをおそらく根拠として越前市という地名を選択したことも理屈としてはわかりますが、他者や全体への配慮よりは自己を優先する現代日本の行動原理の反映であるように思え、これより他に解答はなかったのかという

思いを捨てることができません。

静岡県ではこれと同じような背景の下にもっと紛らわしい事態の誕生することが決まっております。すなわち、静岡県の東部を構成する旧伊豆国では伊豆という地名を冠した町が、中伊豆町・東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町そして伊豆長岡町の五つもあったのですが、ここから中伊豆町を含む形で「伊豆市」が昨年誕生しただけでなく、近く伊豆長岡町を含む形で「伊豆の国市」が、西伊豆町を含む形で「西伊豆町」が生まれることになっているのです。国名の場合にはひらがなの「の」を書かないで、伊豆国なら「いずのくに」と呼ぶのが慣わしになっているわけですから、「伊豆の国市」と「の」を付けて表記するのは新しく誕生した「伊豆市」との区別を意識したものなのでしょう。市の名前に国名地名の「国」という文字を冠した点は、ユニークと言えばユニークですが、逆に言えば、変な地名と感じられる可能性がありますし、「伊豆市」と「伊豆の国市」が隣接するというありようは、やはりすっきりしません。私の個人的な感覚にすぎないのかもしれませんが。

「伊豆市」について言えば、そこに含まれる修善寺町や天城湯ヶ島町というよく知られ雰囲気もある地名が少なくとも自治体の名称から消えてしまったことが印象的ですが、部分地域となる旧行政域の間に明らかな規模の格差がない場合には、一種の平等主義によってすべてを無視して新しい地名を編み出すことはよくあることなのです。山梨県の「甲斐市」と「甲州市」というのも、共に国名地名なのですから、そのことがわかっている者からすれば、違和感を覚えます。

先述の(a)の事例としては、下野市や若狭町・志摩市・美作市・さぬき市などいくつかありますが、これらに関しては、私は楠原さんとは異なり、先に述べましたように、広狭の隔たりやその中心との距離的隔たりが甚だしい場合には、旧国名を冠するべきではないという考えを厳密に適応するより、文化遺産としての旧国名地名を日常的に用いる状況に意味を認めたく思いますが、旧名の「讃岐」という国名地名は漢字で表記してこそ意味のある地名であることからすれば、「さぬき市」という地名には、単にひらがな地名であるという問題にとどまらない問題を感じざるを得ないことは申しておきます。

旧国名地名を冠する市町地名の誕生という点で見逃せないのが、旧丹後国はすべて京都府に属しているのに、丹後半島の大部分を構成する六つの町をもって一つの行政体になった際に、京丹後市というように旧国名の上に「京」を冠した市名にしたことです。京が京都府の意味だとすると、国名と県名を合成するという、従来例のない命名ということになりますし、そうではなく、かつての京^{みやこ}であるだけでなく、知名度の高い京都をイメージさせるということなら、それはそれで違和感を覚えます。きちんとした調査をし、事実関係を明らかにした上で申し上げるべきであることを承知で敢えてこのようなことを申しますのは、このようなことが一つ一つ日本における行政地名の一大改変に絡むこととして全国的な関心を集めるような形で情報提示がなされるべきなのに、そのような形にはなっていない一つの事例になると判断するからです。

丹後国といえば、丹波国が連想されますが、その大部分は今の京都府であり、兵庫県に属す

部分の一部です。にもかかわらず、兵庫県の氷上郡域の 6 町が丹波市を名乗って新しい行政体として誕生した時、京都府に属す旧丹波国の自治体からクレームが起こり、このような動きの中から京丹波町が近く誕生することになっていることも注目されます。身近な地域のことであり、皆様よくご存じかと思えます。

なお、旧国名地名を冠する新市町の表のほかに、都や県の名称を冠する地名や、東北町や坂東市・瀬戸内市・西海市・四国中央市のように国や県よりも広い地域の名称を冠する新市町名、さらには大都市の名称に方位を付けた新市町名もまとめて表示しました（本書 p.64 参照）が、これらについては、明らかに県名によつての命名であるにもかかわらず、県庁所在地である浦和市と大宮市が合併して成立した段階で「さいたま市」となった同市が、岩槻市を合併してやはり「さいたま市」というひらがな地名を踏襲することになったことと、埼玉県北東部の 2 つの町をもって東埼玉市が成立する可能性があったことを指摘するにとどめます。

ひらがな・カタカナ地名の急増 次に、すでに少し触れましたが、ひらがな・カタカナ地名の急増ということについてお話しします。配布資料の表（本書 p.65 参照）をご覧ください。これは先に紹介しました帝国書院の地図に基づいて作成した「ひらがな」「カタカナ」名称の新市町——村は幸いありません——の一覧で、このような新しい地名が誕生する以前の旧市町村の名称も併せ示してあります。これによつて旧市町村の段階でひらがな地名であったものは、「つくば市」「さいたま市」「かつらぎ町」の三つしかなく、かつ、「さいたま市」が最初に誕生したのが平成 13 年、つくば市が誕生したのが昭和 62 年でしたから、この、ひらがな・カタカナ地名の誕生がいかに急激なものであるかがわかります。全国 47 都道府県中 27 県に及んでおります。その数は南セントレアを含めても 46 です。この数値については、2,000 以上を数える比率でみれば 2% にすぎないではないか、ひらがな・カタカナの行政地名の出現を余り声高に叫ぶべきではないのではないか、という意見がありうるでしょうが、そのような理解と評価は正しくないと考えます。漢字で表記することが当然の原理であつた日本の地名の歴史上、特筆すべき現象であり、よくない現象であると考え次第です。

漢字に比べて、ひらがなが優しさや軽やかさを感じさせ、カタカナが新しさを感じさせることは認めますが、地名に関して言えば、このようなことが基準になつて、ひらがなやカタカナで表記されるのが斬新であるといった風潮が起こつてくることを問題であると考えます。この点につきましては、後にも述べますので、ここではこのような動きが日本人の価値観や思想の反映であり、何でも許されるという考え方やどう読むかわからない漢字に比べてわかりやすいなどという皮相なわかりやすさへの共感があること、また悪しき平等主義が作用してもつばら旧市町村の力学的関係の中で新しい地名を考えようとする事実があること、そして、実はこのような「脱漢字化」は近年目立つことではありますが、その背景を調べますと昭和 28 年の町村合併促進法の時点にまで遡ること、つまり、国語審議会がこの制定に際して、町村の合併によつてつけられる地名については難しい漢字や難しい読み方を避け、わかりやすく読み違ひの起こらないようなものにするように求めた、ということを示し上げた上で、「脱漢字化」によるひらがな・カタカナ地名の誕生の例を、表から拾ひあげてみます。

まず、先に旧国名地名の併存という事態の誕生を紹介しました福井県では、芦原温泉で有名な芦原町と旧宿場町の金津町が合併して「あわら町」となりましたが、芦原町が芦原温泉の発見に由来することやこの漢字に同温泉の発見にまつわたることが込められていることからしますと、「あわら」と正しく読んでもらえない恐れがあると考えるのはマイナスの発想であり、その知名度を高め、誰もが間違わないで読めるような状況を作り出すことこそが求められるべきではないでしょうか。新しい芦原町を漢字で表記したのでは、芦原町だけが旧来の地名を引き継ぐように感じられるから、ひらがなの「あわら町」にして金津町という地名が消えることとの妥協を図ったのかもしれませんが、このようにして土地に秘められた歴史をうかがわせる地名が姿を消していくのは遺憾です。

和歌山県の南部川村と南部町が合併して「みなべ町」になりましたのも、鹿児島県の徳之島町と天城町・伊仙町が合併して「とくのしま町」が誕生しましたのも、薩摩町・鶴田町・宮之城町が合併して「さつま町」が成立しましたのも、高知県の伊野町・本川村・吾北村が合併して「いの町」となりましたのも、すべて同じ事情によると考えられます。

これ以外にも同様の例があることは表（本書 p.65 参照）からわかります。三重県の員弁町・大安町・北西町・藤原町の4町が合併して「いなべ市」になりましたのも基本的には同じような事情によると思われます。員弁と書いて「いんべ」と必ずしも正しく読まれないということが背景になってのことでしょうが、員弁は古代の郡の名称であり、漢字で表記して初めて歴史地名としての意味・意義を有するわけですから「いなべ市」では、このような証が消えるのではないのでしょうか。

それぞれに個性的な漢字地名がこのようにして失われていくのは、悲しく遺憾なことであり、決して喜ぶべきことではありません。旧国名地名に価値を認めてそれを生かした名称にするのなら、なぜ「讃岐市」とせず、「さぬき市」とするのでしょうか。「東かがわ市」についても同様で、これなどは難しくもない香川という字を「かがわ」と表し、東と市という漢字の間に入れるという、何とも様にならない地名であると言わざるを得ません。香川県では「まんのう町」という町が誕生する可能性がありましたが、これなどは満濃町と書かなければイメージさえできない地名であり、しかも、満濃と書いて初めてすばらしい地名になるのです。知名度は高くないかもしれませんが、これは、古代讃岐の重要な地名であり、このようなことを後世にも継承していくことが大切なのです（なお、この「まんのう町」については、合併協議会がこの講演の1ヵ月後に解散しました）。

地名の種々の特質と改変に際し留意すべきこと では、以上お話ししたことを踏まえて、少しまとめるようなことを話してみます。おそらく非常に古くからのことでしょうが、ギヴン・ネーム 名前のない人はいません。これに類したことは、様々な空間レベルで認識される地球表面についても言え、その名前、つまり地名のない土地はありません——同様のことは、陸地ほど濃密ではありませんが、海についても基本的にはあてはまります。人間に名前がなければどんな社会も成り立たないように、土地に名称がなければ社会は成り立たず、かつ世界の歴史も、ごく狭い地域の歴史も考えられないのです。地名は千差万別の空間的広がりを持つ地域や場

所を、人々がひとつのまとまりや固有の場所として、ほかと区別できるものとして認識することに伴って生み出され、伝播も経て定着してきたものなのです。したがって、地名は「どこで」を問題にする際の記号や指示名詞としてのみ存在するわけではありませんし、地名自体が文化遺産でもあるのです。

そして、このような地名は、日本の地名に関して申しますと、アイヌ地名を除いて、ほぼ例外なく漢字で表記されてきました。日本語は、いうまでもなく漢字とひらがな・カタカナという三種類の文字によって表現されますが、地名に関してはこれを漢字で表記するのが原則であり、しかも一朝一夕にしてそうなったわけではなく、まさに漢字が日本にもたらされて以来の歴史を通して貫徹されてきた伝統であり、文化なのです。ところが、この伝統と文化によって由々しき現象が最近急激に目立ち始めています。ひらがなやカタカナの行政地名が急激に誕生してきているのです。これは、地名が土地の記憶を留める文化遺産であるということが忘れ去られ、例えば市町村合併に際して新しい地名を生み出す必要がある場合にも、地名が文化遺産であるという面を忘れて無視し、今日的感覚だけで、かわいいとかわかり易いとか、斬新であるとか、目立つといった面が重視される傾向があることによります。地名の成立や来歴を探究し、それを時には批判的に捉えてもよいのですが、いずれにしろ過去と現在を踏まえた上で未来を見つめるという姿勢の上に立って新しい地名を創造することが必要なのに、それに対する配慮がなさすぎるのです。

このような観点にたって6つのことを述べておきます。

① まず第一は、地名は歴史的な文化財であり、さまざまな空間規模の地名が重層構造をなして存在している。また地名は単なる場所や通りや、さまざまなまとまりをもった地域を指し示す記号、指示名詞のようなものだけではないということです。したがって、土地の記憶をとどめる地名の改変にあたっては、このような地名の特質を踏まえなければならないのです。

二つの例をあげてみます。一つは、ここに示します、7世紀後半の墨書土器に描かれている「長罍」（「罍」は「岡」の異体字）という文字です。これによって、長岡京（784～794年）ができる約一世紀前からこの地名が存在したことがわかるのですが、長い岡（丘）のことである「長罍」とは、のちの長岡京の宮殿付近から見た時の乙訓（向日）丘陵がまさに長い丘のように見えますので、これが起源になっての地名だと思われます。地名が文化遺産であることの好例です。

もう一つの例は京都の町名です。郵便番号簿を用いたことのない人はおられないと思いますが、それを見ますと京都市関係のページが他を圧して多いことがわかります。これは住居表示の変更が全国レベルで進められた時に、京都市が旧来の単位の解体・統合に強く反対し、それが例外的に認められた結果なのです。大阪市と比べるとよくわかるのですが、両市の住居表示の単位がいくらあるのかを、実際に勘定してみますと、大阪市では600なのに対して京都市には何と4,630もあります。面積がそれぞれ7.1、7.4、5.8平方キロの上京区、中京区、下京区

だけでそれぞれ 576, 528, 515 を数えます*。面積が 8.9, 10.3, 5.2 平方キロの大阪市中央区、北区、西区の単位数が町に限れば、つまりビルを除きますとわずか 86, 64, 18 ですから、いかに単位数が小さいか、単位面積あたり密度が高いかがよくわかります。密度はおしなべていえばその 10 分の 1 にすぎません。これは言うまでもなく、それまであった町を統合し、しかも向う三軒両隣という言葉に象徴される道を仲立ちとした伝統的な町の形を根本的に壊して道によって画されたブロックを単位とする形にするという改変を、京都市にあっては行わないことが認められたからでして、それだけ、歴史的に形成されてきた町が地域社会に深く根付いていたということなのです。このために歴史的地名が消え去ることなく、今に生きているのです。京都市内の町名と町の形態は京都の都市史の記憶を留める文化遺産です。もし、これが住居表示の施行に伴って改変というか破壊されていたら、地蔵盆や祇園祭といった京都になくしてはならないものにも、たいへんな打撃を与えたと考えられます。私たちは文化遺産といえますと、形として目に見えるものに限定して考えがちではありますが、地名のような目に見えない文化遺産にも目を向けねばならないのです。地名に支えられて私たちの、それぞれにかけがえのない場所や地域は存在するのです。

② 次に申し上げたいことは、日本の地名はアイヌ地名を別として漢字によって表記されてきたということ、これは日本の地名、特に行政地名の原則であるということです。古代に成立した国郡地名や明治時代に誕生した都道府県名、明治 22 年の市制町村制によって誕生した市町村名も、それ以前の行政地域名もすべて漢字で表記されています。そのように地名を漢字で表記することによって日本の社会は存在し、歴史が刻まれてきたのです。

ひらがな地名・カタカナ地名ではどこを表している地名なのかわからず、地名の「表現力」が落ちるのです。昨年のフォーラムで私は、「合併自治体の命名は亡国的現象だ」「民俗学の大御所 谷川健一が警鐘」という派手な見出しの下で、命名にあたって「いたずらに仮名書きにすること」と「方位の乱用」を戒める『週刊朝日』の記事を紹介しました。また、その折「漢字を奪われた」という表題の下に、白川静さんが、日本の文化を支えるものとしての漢字の重要性とこのことの認識の希薄化に関わる問題について、含蓄に富む考えを述べておられる『文藝春秋』の記事を紹介し、これと地名の大原則からすれば、「わかりやすさ」や「やわらかさ」「新しさ」といった、現在の人間の感覚を重視してひらがな地名に変えるという動きが評価できないことを申しましたが、今もその考えに変わりはありません。第一に、過去との断絶を生み、土地の記憶を消し去るのみならず、日本の地名が表意文字の文化の結晶のひとつであると

* 京都市と大阪市の郵便番号単位地域の数（町数にはほぼ等しい）と面積（平方キロ）

〔京都市〕 4,630 (610.2)

上京区 576 (7.1) 中京区 528 (7.4) 下京区 515 (6.8) 右京区 514 (74.3) 北区 359 (94.9) 左京区 503 (246.9)
東山区 209 (7.5) 南区 265 (15.6) 山科区 289 (28.9) 伏見区 621 (61.6) 西京区 621 (59.2)

〔大阪市〕 600 (842) (221.8) 〈 〉 はビルを含む数

中央区 86 (217) (8.9) 北区 64 (175) (10.3) 西区 18 (5.2) 浪速区 23 (4.4) 天王寺区 45 (4.8)

ということが忘れ去られる傾向を生むからです。漢字は読み書きが難しい、重く古くさい感じがするから「ひらがな地名」や「カタカナ地名」の方がよいという考え方はたいへん問題です。漢字であるからこそ、実に多様でまことに豊かな地名が生まれてきたことに気づかなくてはなりません。ひらがな地名では、このような豊かで多様な地名は生まれてこなかったでしょう。地名は一つの文化なのです。いうまでもなく、漢字で表わすということが、古代以来の日本の歴史を貫く日本の地名の大原則であるわけですので、ひらがな地名、カタカナ地名は問題です。

③ 次に第三点として申し上げたいのは、以上のことからおわかりいただけると思いますが、行政地名の激しい減少には、急速に文化遺産を失っていくという面があるということです。もちろん私は既存の行政地名を失わせていく市町村合併に意味がないとは言っておりません。もし万一、市町村域が仮に明治 22 年時点のままだったら、たいへんなことになっていたでしょうし、昭和 28 年の町村合併促進法以前のままであったとしても、たいへんなことになっていたでしょう。社会の変化につれて広域化してきたことは必然なのです。しかし、既に従来の効率一辺倒の社会のありかたの問題、自分が生きる地域・社会へのアイデンティティーの重要性が取り沙汰されている昨今、行政効率がすべてを律するという論理を考え直してみる必要もあるのではないのでしょうか。

④ 次は、行政地名は単に行政域内に住む人々のためだけのものではない、したがってその変更は地域内の住民の意思だけで決されるべきではないし、先に述べたような地名の特質に対する理解と関心の涵養を日頃から図った上でなされねばならないということです。日本の行政地名としてのある種の統一性なり論理なりがどこかで必要であるということです。

⑤ 第五は、行政地名は領域性を明確に有する、したがって、このことを無視する行政地名の創造には問題があるということです。二つ事例を紹介してみます。

その一つは秋田県北西部の能代市と周辺の 5 町 1 村が合併し、その名を「白神市」にするという動きに対して、青森県側が反対しているという事件です。新しい市の名前を白神市にしたいというのは、白神山地が自然世界遺産に指定されたことを生かそうということは明らかですが、ここで問題は、白神山地の広がりと新しく誕生する市域の広がりとの関係を示した地図からも明らかなように、市域のうち白神山地の部分はわずかであり、しかも白神山地の大半が市域を外れることです。青森県側が怒るのも当然であると言えます。これなどは「早いもの勝ちの論理」です。自然世界遺産である白神山地はやはり両県にまたがるものなのですから、このことを踏まえた行動が求められねばならないのです。でも現在のように、当該地域のコンセンサスが得られさえすれば、それで勝手に地名を改変できるという仕組みの下ではそれを阻止することはなかなか難しいのです。

もう一つの例は山梨県に誕生した「南アルプス市」です。市域のうち南アルプスにかかる部分はわずかであり、南アルプスは長野県との間にまたがってあるにもかかわらず、長野県の方が悠長だったのでしょくか、山梨県に誕生してしまいました。しかし、本当にこの市の名称がふさわしいものなのかどうか、このような論理がまかり通ればどのようなことになるのだらうと思ってしまうす。

目立てばよい、早いもの勝ちでよいという論理は正しくなく、また当該地域以外の人間には関係のないことだという発想で事を進めることができるのもよくありません。国家が、日本の国土の問題として地名についてもきちんと関わらねばならないのに、そうせず、合併が進めばそれでよい、少しでも市町村の数が減ればそれでよいというような態度ではだめで、日本の国土の再編に関わることであるという認識をもってほしいと思うわけです。

⑥ 最後に第六の点として申し上げたいのは、地名、特に行政地名は当然のことながら日本語でなければならないということです。この点で、日本語へのこだわりのなくなっている建物や店の名称とは大いに異なります。土地の持続時間は建物や店のそれに比べて比較にならないくらい圧倒的に長いのです。しかし、町丁名や通りの名称には、英語地名がすでに登場しています。その代表的な例は、横須賀市にある「ハイランド」という地名です。事情を知らない人はアメリカ軍の基地があることと関係するのかなというような誤解をしかねない地名ですが、これはすでに楠原さんも言及し批判しておられますが、元は分譲地の名称であったものが地名になってしまったのです。台地や丘陵が住宅地域として開発される所に「〇〇台」という地名が無数に誕生しているわけですが、それを英語で行ったという形です。「グリーンハイツ」というマンションのような地名もあることを、福井県に住んでおりました私は知っています。そこでやはり郵便番号簿からひらがな・カタカナの町名を全部抜き出してみました。そうしますと予想以上にあるんです。このことから、昨今のひらがな・カタカナの市町名の誕生はこのようなもっと小さな単位の土地に対する命名とも結びついていることがわかりました。しかし、土地と建物を一緒に範疇のものとして考える風潮によっていることがわかりました。しかし、土地と建物は全く異なります。地名は、それを生み出した人間が、千差万別の広がりをもった地表の一部を他と区別して認識する際にそこを表象するものとして誕生し、存続するわけですが、自然や、人間が作り出した風景の記憶を大切にすることが重要であり、その記憶を軽々しく破壊してはならないのと同じように、土地の記憶も軽々しく消し去ってはならないのではないのでしょうか。

これを敷衍して申しますと、マンションのような建物やレストランでは、フランス語や英語の名称を用いることが何ら問題ない、むしろ新しさや高級感・優越性などを感じさせ、よいことだという理解や感覚が一般的であると見做さざるを得ない状況が定着していますけれども、地名は最小レベルの地名であっても、マンションやレストランなどの名称とは異なり、フランス語や英語ではなく、あくまでも日本語の名称でなければならないということです。企業や組織の名称にカタカナやアルファベットの使用が目立つようになり、言葉の一種である固有名詞の、表音文字での表記と記号化が目立ってきておりましたが、だからといって、この傾向が地名というものにも適応してよいといった考えは正しくありません。全体からみればごく少数なのだからよいではないかとか、少数だから目立ち、認知度が高くなり却ってよいではないかといった意見をもつ人もおられるでしょうが、皮相な考えです。建物やレストランの名称は建物が壊されたり、レストランがなくなればなくなってしまう。しかし、土地は、状態が変化することはあっても、存在しなくなることは皆無に近いわけですから、土地の歴史、土地の記憶

を秘めているわけですから、その名称については建物の名称を変えるような感覚で変えることがあってはならないのです。

ひらがなやカタカナの自治体がこれまでなかったわけではありません。1955年に、「すさみ町」(和歌山県)、「むつみ村」(山口県)がひらがな地名の自治体名として、「マキノ町」(滋賀県)がカタカナ地名の自治体として誕生して以来、2000年までの45年間に11のひらがなの市町(これには東京の「あきる野市」を含む)と3つのカタカナの市町が誕生してきましたが、2001年以降のわずか4年の間に12のひらがな市町と1つのカタカナ市町が誕生し、今年から来年にかけて27のひらがな市町と3つのカタカナ市町が誕生するか、誕生する可能性があるのです。

平成の大合併に関わって、従来とは比べるべくもない勢いでひらがな・カタカナ地名化が進んできているのです。由々しきことと言わざるを得ないのです。所属する都道府県の名称を記したり言ったりしないことには、これがどこにある市町なのかかわからないものが大半であるのは、新しい名称であることにその一因があることは否定できませんが、ひらがなやカタカナの地名であることが理由になっていることも否定できないのです。

地名に好字を当てるという考え方は古くからありまして、たとえば、「興野」という地名には荒野という意味合いがあるわけで、漢字が表意文字であるからといって漢字一文字だけで地名を考えるのではなく、音が重要であるということと言うまでもありません。また、長い言葉をつづめ短くして用いるということに通じるのですが、複数の市町村が合併する時に、これらの平等性や互いの立場を重視して各地名の一部を集めて一つの地名を作るということも、明治時代以来行われてきました。このような事実を承知の上でなお、私は、漢字の表意文字という特質を無視して表音文字であるかのごとくに扱い、ひらがなに置き換えるという命名の仕方には問題があると考えます。

漢字を基礎にしてきた日本の文化や漢字文化が今、さまざまな理由で大きな岐路にさしかかっていることのひとつの表れとして奇妙な地名が流行してきているという問題があるのです。

おわりに 最後に、① 歴史文化遺産として地名を尊重してほしいということ、② 地域に対するアイデンティティの重要性と地名との関わりを十分に考えなければならないということ、③ 漢字文化の伝統を絶やしてはならず、地名の問題をこのような問題としても考えねばならないこと、④ 日本の地名としての特質、一体感の喪失は許されてよいのかということ、⑤ 日本の文化・言語政策の中で地名について考える必要があるということを指摘しておきたいと思います。

②について補足しますと、大分県の温泉として有名な湯布院ではこの地名を守るため合併に反対する若者の行動が先日紹介されておりました。また、仙台市ではブロックで画されてしまった地域単位の限界、逆に言えば、街路名称、町丁名称の重要性に立脚して歴史的町名を街路名に生かす事業が始められたということです。歴史地理学の面白さを訴え続けられました足利健亮先生は生前に、現代の日本で街路の地名がないことの問題を指摘されました。また、きちんと確認はしておりませんが、名古屋市には「ニューヨーク通り」という街路があるというこ

とです。たとえ埋立地という特殊な土地だとしてもどうかと思います。

日本政府が国境とか領土の問題に敏感なのは当然のことでありまして、日本人もこのことにもっと関心をもたねばなりません。私が地名に関わって申し上げたいのは、国境や領土の問題はそれだけであるのではなく、一片の土地をもきちんと認識し、多元的価値を認め、国民がそのような一片の土地を慈しみ大切にする思想を涵養するという大きな流れの中に位置付けなければならないということです。地域政策はいわゆる地域政策を立案する人たちが普通関心をもつ次元を超えたところで考えられないといけないということです。

また地名や地域的側面を重視した国家の歴史の編纂が必要であるということです。漢字文化の伝統を正しく継承し、発展させる総合的な施策を国が責任をもって果たすべきであります。

では、私がこの十年余りの間研究しております、歴史上屈指の女性旅行家イザベラ・バードの旅行記の一節を紹介してこの講演を閉じたいと思います。ここには今日のお話にまつわる大変興味深いことが記されており、締め括りの言葉としてふさわしいのです。読んでみますと、「私たちの船は、アメリカ外交の成功を永く記念するアメリカ人の命名であるリセプション湾、ペリー島、ウェブスター島、サラトガ岬、ミシシッピー湾を通過しました。そして、トリートィ岬からそう遠くない所で、赤い灯船に出会いました。船には大きな文字で『トリートィ・ポイント』と書いてありました」と記しています。

皆さん、これ、どこのことを書いているかわかりになるでしょうか。明治 11 年に太平洋を越えて日本にやってきた彼女が、富士山の崇高な姿に感動したすぐあと、横浜に到着する直前に記していることから判断がつくのですが、房総半島と三浦半島に囲まれた浦賀水道と東京湾のことを書いているのです。彼女の日本の旅行記『日本奥地紀行』第 1 信の一節です。サラトガ岬とは富津崎、ミシシッピー湾とは根岸湾、トリートィ・ポイントとは本牧岬^{ほんもく}の地名なのです。バードの日本の旅を、民俗学の碩学ならではの深い読みで解説した宮本常一さんが言われたように「もし、日本がアメリカの属国になっていたとしたら、今もこう呼ばれていた」*でしょう。属国になることなどなかったわけですから、このような仮定の話や云々するのはどうかとも思いますが、きちんとした日本の地名があるにも拘らずこう改変されていた可能性があることだけは、行政地名をめぐる昨今の由々しき動きからしますと、頭に入れておいてよいでしょう。「われわれが在来の名前を守っていくことができたということに、独自の意味があるのではなからうかと思うのです」とおっしゃる宮本さんの指摘に同感せざるを得ないのです。「地名のもつ重み」を噛み締めたいものです。

ソウルを中国が漢字で「漢城」と表記するのに対して、韓国側が「首爾」とするということがつい先日新聞に出ておりましたが、ここにも日本の地名を漢字文化の問題として考える上で参考になることがあると思います。

以上、地名の今日をめぐる、「漢字文化の全き継承と発展」という考えに改めて賛意を表

*宮本常一『古川古松軒・イザベラバード（旅人たちの歴史 3）』（未来社、1984）。のちバードに関する部分だけが改題されて再刊。宮本常一『イザベラ・バードの『日本奥地紀行』を読む』（平凡社、2002）。

し、私の話を終わらせていただきます。時間が超過しまして、申し訳ありませんでした。

(拍手)

[付記 この講演稿は、講演さいに時間の関係で省いた点を若干補ってまとめたものである]

高田 金坂先生、どうもありがとうございました。ご専門の地理学の立場から、市町村合併に伴う地名の変更にかかわる現状報告をしていただきました。漢字は文化遺産であるから、十分検討しながら新しい地名のことを考えなければならないというご意見でございました。



きょうおいでの方々のほうで
ご質問、あるいはご意見等多々あろうかと存じますが、すべて後のパネル・ディスカッションのときに併せて頂戴したいと思いますので、続けて笹原先生のお話に移らせていただきたいと思います。

きょうの基調講演のお二人目ですが、国立国語研究所研究開発部門の主任研究員をしてられます笹原宏之先生です。笹原先生のご専門は、広い意味での国語学ですが、特に現代の国語を表記する各種の文字、漢字・ひらがな・カナ・ローマ字など、そういった文字表記と言語生活のかかわりについて、これまで非常に精緻な調査を踏まえて、さまざまな研究を発表しておられます。

きょうは、これまでのご研究の成果を踏まえて、人名と漢字についてのお話をしていただくわけですが、笹原先生は、経済産業省の管轄下にあります JIS 漢字の制定にも関与しておられますし、かつ法務省の管轄下にある人名用漢字の策定にも関与しておられます。そういう意味では、人名と漢字についてお話しをしていただくには最も適当な方であろうかと考えております。

それでは、笹原先生、よろしくお願いいたします。

「人名と漢字」

笹原 宏之（独立行政法人 国立国語研究所 主任研究員）

ご紹介いただきました国立国語研究所の笹原と申します。本日は、こちらのスクリーンをご覧いただきながら、お話をお聞きいただければ幸いです。

ご紹介にありましたように、私は、法務省の人名用漢字の追加というときに、法制審議会の人名用漢字部会の幹事という立場を仰せつかった関係で、「人名と漢字」、特に現代の日本におけるその趨勢につきまして、たくさんの事例に触れる機会を得ました。本日は、それをなるべく多くご紹介することで、この趨勢の様子をお伝えできればと考えます。

人名といった場合に、当然姓と名、つまり名字と下の名前というものが考えられます。まず、姓について考えますと、日本人の本名である、戸籍に書かれた名字というものは、原則として新規には増えないと言えます。固定されているわけです。また、戸籍に用いられている漢字はそのまま使い続けてよい、維持してよいということで、名字というのは、やはりほぼ固定していると言えます。もちろん誤字等を除くなど、いろいろ細かいことはあるのですが、ともあれ名字はほぼ安定しているといえます。

一方、下の名前につきましては、少子化しているとはいえ、毎年新生児が 100 万人以上、日本の国内で生まれていますから、当然一人に一つの名前が付与されます。つまり子への命名は 100 万件以上、毎年毎年行われているし、これからもおそらく行われていくでしょう。

その 100 万件の新規の命名に対しては、法務省の管轄である戸籍法、および戸籍法施行規則によりまして、いわば規制が行われています。どのような内容かと言うと、戸籍法の中では、子の名に用いる漢字というのは「常用平易な文字」でなければならないと明記されています。そして、その施行規則、つまり法務省令の方では、常用平易な文字（漢字）とは、常用漢字、および人名用漢字というものと規定されています。

それでは、ここで現実の名前の現状を少し見ておきたいと思います。あまりいいサンプルがないので、よく新聞等に載る明治安田生命による新生児の名前の流行の調査を引用させてもらっています。

それによりますと、去年 1 年間で生まれた赤ちゃんの名前の第 1 位は、男子は「蓮（レン）」君、女子はひらがなで「さくら」というのが 1 番なのだそうです。第 2 位としては、「颯太」、これは読み方もちょっと難しいと思いますが、おそらく「ソウタ」と読ませる子どもが多いでしょう。女子は「美咲」ちゃんという子どもが多い。3 位は「翔太」君。女子は、これは同率 2 位で「凜（リン）」という女の子が多かったという結果が出ております。

これを見ると、例えば「タロウ」とか「ハナコ」とか、「キヨシ」とか「カズコ」とか、かつて多かった名前が姿を消しております。ここからは名前にはどうも流行があるということが

伺えます。

その一方で、使われる字ということとまた別のレベルですが、名前の読ませ方については、規制が特にありません。したがって、現実には、愛情の「愛」と書いて「ラブ」と読ませる子どもがいたり、「騎士」と書いて「ナイト」と読ませるお子さんもいれば、「聖夜」と書いて「イブ」という子どもたちまでいるそうです。漢字さえ制限の枠の中に入っていれば、自由に使えるということなんだそうです。こういう実態があります。



こうした大きな流れの中で、命名をする人の中から、人名用の漢字というものが少し足りないのではないか、つまり自分が子どもの名に使いたい漢字が認められていないということに対する不満が、各方面から上がってきました。ここでは、「ジカダンパン」という、2002 年の 12 月に放送されたテレビ番組の画面が、インターネット上で小形さんという方のサイトに置いてありましたので、それをお借りして示してあります。

私もこの番組を、たまたま見ておりましたが、10 名ほどの親御さんの方々が、例えば「雫」と書いて「シズク」と子どもの名前を付けたいが、法務省というか戸籍の窓口で却下されているということに不満を持っているとか、また、この隣の方は火へんに日、立という字「煜」で「アキラ」君という名前を付けたかったわけですが、認められなかったなどと訴えておいででした。また、その後ろの方は、草かんむりに母と書いて「イチゴ」と読ませたい、「苺」という名前を付けたかったのに認められない、そういうことに対する不満があるということを番組で述べておられました。この放送は、一つの番組にすぎなかったわけですが、国会議員の方がこの番組の中に出演していらして、その方を通じて法務大臣の知るところとなりました。これが 2002 年の年末のことです。

このことが一つのきっかけとなり、法務省は「常用平易な文字」の範囲を見直すと、つまり人名用漢字として具体的に 1 文字 1 文字を検討し、追加するという事に踏み切りました。

具体的に細かく数字を見ていきますと、常用漢字というのは 1945 字、現状ではこのようになっています。この中にある漢字は、すべて常用平易であると解釈をするというのが、法律の趣旨になっております。太郎の「郎」とか「正」とか「愛」とか「美」というのは当然この中に含まれているので、使うことができることになっています。

その一方で、人名用漢字というものとしては、結論から言うと、現在 983 文字が認められています。つまり常用漢字のほかに 983 の常用漢字表外字が子どもに名前に使えると規定されています。

戦後から 1950 年代まで、当用漢字でしか名付けができないという一時期がありました。戦

前はそのような規制はまったくなく、戦後になって、突然、当用漢字しか子どもの名前に使ってはいけないという規定ができたわけです。その結果、さまざまな問題が起こったようです。やはり名前には命名習慣というものがあります。流行よりも長い、慣習だとも思いますが、例えば「弘」という字を「コウイチ」の「コウ」として使いたいという人はたくさん続けます。また、「彦」という字が当用漢字に入らなかったために名付けに使えなくなりました。これも大きな不満を呼んだようです。私の名前の「宏」「之」という字も入っていませんでした。また、女性の方に多い「奈」なんていう字もない。「乃」という字もない。ということで、1950年代より次第次第に、人名用漢字という形でこれらの字を認めるということが進んでまいりました。

先ほど見ました、現代とても人気のある名前のベストスリーを見ましても、「蓮」は人名用漢字として認められているものです。「颯」も「翔」も同様です。「咲」も同様で、この「凜」も同様です。というふうに人名用漢字というものが、いかに流行であるとか命名習慣と深く結びついているかということが、ここに伺えるわけです。

2004年、つまり去年になりますが、これは新聞にも載る大きなニュースとして報道されたものですので、もう一回振り返っておきますと、札幌の方でわが子に「曾」という字を使って「曾良（ソラ）」ちゃんと名前を付けたいという親御さんがいらしたのですが、2003年までの285字プラス許容字体205字の人名用漢字の中にこの「曾」の字が入っていなかったわけです。これに対して、これは常用平易ではないかということで裁判を起こしたわけです。それで、家庭裁判所で親側の勝訴、高等裁判所でも親側の勝訴。そして2003年の12月のことでしたが、最高裁判所により、この字が含まれていない人名用漢字別表というものは違法である、無効であるという厳しい決定が示されました。

その結果、この時期以降、法制審議会の人名用漢字部会が動き出す時期ではあるのですが、裁判所の判決が出るごとに新しい字が追加されるという珍しい事態になりました。その結果、2004年のうちに5つの文字が、法制審議会とはまったく関係なく、裁判の結果を反映して、法務省が人名用漢字に追加するということをしています。

そして、まとまったものとして、2004年9月に、488文字の追加が行われました。そのことについて、これから詳しくお話しをしたいと思います。

私は、先ほど申しました通り、法制審議会の人名用漢字部会におきまして、人名に使いたいのに使えない漢字の実態調査をすることとなりました。その数は延べで数千件になりまして、その調査というのはなかなか興味深いものがあります。上位のものだけですが、ご紹介します。

これは、全国に法務局が50あるわけですが、そこに上げられた要望を集計したものです。例えば、「苺」という字を使いたいという各地の親御さんの要望が、50の法務局の中の43の法務局から上がっていたということです。つまり86%の法務局から「苺」という字を使いたいという記録が上がってきたということです。これは何を意味するかと言うと、日本中でこのような要望が出ているということを意味します。

ちなみに「苺」という字は、NTTの電話帳のデータなどを見ますと、下の名前として使っ

ていた人は一人もいないようです。つまり 30 年、40 年前、少なくとも戦前の制限のない自由な時代に「莓」と付けた記録が見当たらないわけです。しかし、そういう命名習慣がないにもかかわらず、近年は「莓」というものに異常ともいえるほどの人気が集中していることが伺えます。

また、その下には木へんに吉という字があります（「桔」）。これは桔梗という植物の名前を表すもので、「桔梗（キキョウ）」君と付けたり、あるいは芸能人の椎名桔平の「桔平（キッペイ）」と名付けたいという親を中心として、同数の要望が来ていたものです。そして第 3 位は「凜」という字。先ほど示された中に、「リン」という字はあったではないかとお思いかもかもしれませんが、先ほどの女の子の名前で同率 2 位の「凜」は、「示」の部分が「禾」になっているものでした。あれは、すでに人名用漢字として認められているにもかかわらず、「示」になった「凜」を使いたいという人が非常に多く現れていたわけです。つまり漢字の字種は同じだけれども、字体が違うものです。しかも、わずかな違いにすぎないけれども、この字体を使いたいんだ、という人たちが、かなり多く現れていることが注目されました。

これにはいろいろな理由があると思います。漢字として見たときのバランスであるとか、そもそも Word など、「リン」と打つとこれしか出てこないようなソフトや機種もあったりします。そういう制約条件もあってのことかと思いますが、このような現象が見られます。

また、「煌」ですとか「皐」という字が上位に入っています。

6 位以降を少しご覧いただきますと、6 番目に「牙」なんていう字が入っています。「牙」という字がなぜ子の名に要望されているかということで見てみますと、漫画の登場人物の影響もかいま見えてきます。これについては後ほど申し上げます。

18 番めには「蹴」という字が入っております。その文字列を見ると、「蹴人」と書いて「シュウト」。人を蹴ると読まれかねない名前を付けたがる人が、24 法務局ですから、ほとんど半分ぐらいの法務局に上がってきているわけです。これもサッカーのシュートというものの当て字として、漫画の登場人物としてすでに「蹴人（シュート）君」というのがいるようでして、そういうものの読者が親の層と重なってきているということが伺えます。このへんは、かつての命名とは明らかに違う、価値観を含めて違うものとなっていると思われます。

第 30 位までここでお示ししますが、注目すべきこととして、24 位に食い込みましたにんべんに愛と書く「優」いう字、ここに「第 4 水準外」と書いてありますが、いわゆるワープロ、パソコンなどで使うことができる第 1 水準、第 2 水準のほかに、第 3、第 4 水準というものも経済産業省によって定められていますが、それにさえ入っていない、つまり経済産業省が決めた 1 万字あまりの中にさえも入っていない字が、なぜか 21 局に要望されているのです。これは、集計しながらかなり驚きました。これについていろいろ考えてみましたが、これも後ほど詳しく説明申し上げたいと思います。これも現代の特徴を表していると思います。

28 番目の字も、あまり生活の中で見るものではないものだと思います。19 局から上がってきた、第 2 水準の「陸」という字のこざとへんの代わりにさんずいを入れた「漣」ですが、こういうものも入っています。この字そのものは、日本では北海道の漣別（リクンベツ・リクベツ）

という地名としてかつて使われていたという、それだけの理由で第2水準に入ったものです。そういう非常に用途の狭いものが第2水準に入ったのです。そうすると、今度は一人歩きを始めるわけです。第2水準に入ると、漢和辞典にも搭載される大きな理由になりますし、パソコンで「リク」と打つと、この字が何個目かの候補として出てくるわけです。そうすると、「リク」君と名付けたい親自体はたくさんいまして、どういう字がいいかなと見ていくうちに、こういう字があるのか、と。陸なのに水だと（笑）、これは不思議だと、おもしろいということなんでしょうか、非常に多くの要望を集めているわけです。

また、「憐」という字。これは「あわれむ」と読まれる漢字ですが、「可憐（カレン）」ちゃんという名前としての要望が非常に多いものでした。「可憐」のように、熟語になると名前としてあり得るのかな、という文字がほかにもいろいろ入っていて、良くない漢字という議論も難しいところがあると感じさせます。

ここで、少し視点を変えまして、このような要望の背景というものを考えたいと思います。ここでは主に若年層、といっても親になったばかりの、名付けの主体となるような年齢層を指していますが、そこに現れた傾向と背景を探りたいと思います。

日本で最も売れている漫画で、正しい名前ではないのですが、略して『こち亀』という漫画があります。これは単行本だけで1億3000万部発行されているんだそうで、大変な部数を誇っている漫画です。その漫画の中で、2001年ごろに、こういうことがありました。漫画のキャラクターの一人に檸檬（レモン）という名前の女性がおりまして、その妹の名前を募集するというのが、漫画の中で実際にありました。檸檬という二つの字自体も人名用漢字に入っておりませんが、漫画がいわば先取りをしているわけです。親の要望にも、檸檬ちゃんと付けたいという人はたくさんおりました。結果的には採用されませんでした。

檸檬の妹の名前を募集した結果、応募総数9,786枚に及ぶということで、大反響があったようです。そしてその中で一番多かったのが、レモンの妹なのでミカンということだそうです。が、「蜜柑」ちゃんという名前に決まったということです。実はこの「蜜」という字も人名用漢字に入っておりませんでした。「柑」も入っておりませんでした。

そしてそのほかにも応募された名前を見てみますと、嚙唾の「唾」という字が含まれているような「唾爾子（アンズ）」ですとか、「魅兎（ミント）」、この「兎」という字も人名漢字に入っておりません。「籟霧（ライム）」の「籟」も入っておりません。「苺」というのも挙がっています。「瑪崙（メロン）」とか「佑鸞（ウラン）」とか「蕾」とかいろいろなものがここにも見られますが、こういうものが応募されてきています。

この漫画家の方も一生懸命、集計されたようで、そのほかにもランキング100というのが挙がってまして、それを見ると、「林檎」であるとか「珊瑚」であるとか「可憐」、「撫子」、「葡萄」、「雫」、「琥珀」、「苺」、「螢」（上が火ふたつになっているいわゆる旧字体の螢）、「麒麟」の「麒」（「麟」は人名漢字に入っていたんですが「麒」は入っていません）など。この「牡」という字は、大量に要望されていたのが疑問だったんですが、たいていこのように「牡丹」という名前として要望されていたようです。

こういったものが漫画のキャラクターに対する命名として応募されてきました。実は、ここに挙げたこれらの字というのは、法務局に上がってきた実際の命名の要望とよく似ていて、非常によく一致しています。つまり、漫画の世界だからこそうような名前がいいんじゃないか、という人たちがばかりではない、漫画の世界と現実の世界とが同一になっているような層があるのです。うちの子が漫画の登場人物のようになってほしいと思う、そういう価値観さえも生まれているように思われます。より明確には、漫画の登場人物そのものが、命名の要望に影響を与えているというケースさえも見られました。

ここでは「雫」という字と「獠」という字について、実例を貼り込んでみました。一つめは、宮崎駿という人の、漫画というよりはアニメだと思いますが、『耳をすませば』というのを見ておきますと、主人公の女の子が月島雫という名前ですすでに出てきます。この映画を見た人は、そうか、「雫」という名前はいいなと思うわけです。この子のイメージと重なって、この名前を付けようと役所へ持っていくと、「この漢字は使えないんですよ」という結果を突きつけられる、その結果、涙を飲んで届けを変える人もいれば、そのまま裁判に訴える人もいるわけです。

また、集計していて、けものへんに寮という字のうかんむりのない字「獠」を要望するものが7法務局ぐらいに上がっておりました。これはどう考えてもこの漫画の影響だろうと。これは『シティーハンター』という、一部の若い人に強い人気のある漫画ですが、「俺の名は冴羽獠」と言っている通り、この「獠」という字を使った人物が現れます。おそらくこういうものの読者に「獠」という字があるのか、ここでしか見たことないけども、名前にこれを使うとかっこいいな」と思うような層がいるのだと思います。

ちなみに、この「獠」という字を漢和辞典で調べてみますと、「狩りをする」なんていう意味がある一方で、「中国の蛮族の名」なんていう意味もあったりします。つまり最近の命名の特徴として、イメージというものが大切だ思われているのです。字の形であるとか音であるとかいった方向が重視されていて、漢字というのはもともと表意文字とか表語文字といわれる通り、音よりも意味がある点に特徴があったわけですが、それが軽視されているということが考えられることでした。

「牙」とか、あと特徴的なのは「狼」という字を使いたいという要望も非常に多くありました。これもかつての狼というイメージからは、子どもの名前に狼というのは考えられなかったと思われます。国際的に見ても、子どもの名前に「狼」と付ける例はあまりないと聞いておりますが、「タロウ」の「ロウ」をこれにするというような要望がたくさんありました。現実には漫画にはすでに多くあります。また、インターネットのハンドルネームというようなものは、何も規制もないので、こういうものがすでにたくさん使われています。

「泪」と書いて「ルイ」というのも、『シティーハンター』と同じ作者の書いた漫画に登場します。このようなイメージ先行型の漢字の選び方というのが見て取れます。

もう一つ、最近の傾向として感じられたのが、漢和辞典からの影響ということです。つまり名付けをするときに、何々ちゃんと付けたいと。漢字をどうしようかなというときに漢字辞典

を調べる。読みの索引や電子辞書から調べていくということです。

また、姓名判断というものが、最近も、といいますか、最近、席卷しているわけです。姓名判断の中でも一番勢力が強いのが、字画、いわゆる画数で、名前の画数と運命とが深く結びついているという考えからできているものです。



例えば先ほど申しました謎のにんべんに愛という文字「優」ですが、この字についてさらに調べてみたところ、これは「ホノカ」ちゃんと名付けたいという人がこの字を要望してくるということがわかりました。「ホノカ」という音自体は、明治安田生命の調査でも大変人気があります。実際、「穂」に「香」と書いて「ホノカ」と読ませたり、さまざまな「ホノカ」ちゃんが現れてますが、その字を選ぶ過程の中でこういうことがあったんだろうと思います。

姓名判断で、例えば自分の名字には15画の字がいいと載っていたとすると、漢和辞典で索引を調べてみるわけですね。そうすると、例えばここに『大漢語林』という漢和辞典の音訓索引が示してありますが、「ホノカ」と読む字が確かに並んでいます。最初を見ると、「平仄」の「仄」という字ですが、一般の人には「仄」みたいな字だな」というぐらいしかわからないかもしれません。また「佛」、これはいくらなんでも使えない。「恍」、これも使えないな。「恍惚」の「惚」、ますます駄目だ。あ、やっといい字が出てきた、にんべんに愛、すごくいい字を見つけた。これにしよう」という行動が、おそらく日本中で起こっているのだろうと想像されます。(笑)

しかし、実際に漢和辞典で本文に飛んでみますと、そこには確かに「ほのか」という訓は載っているのですが、「ほのかにしか見えない」、「ぼんやりとしか見えない」、「ぼんやりしている」という漢字の意味、つまりほとんどマイナスの意味しかない。索引というのは本文に飛ぶためのものであるわけですが、現実にはここで止まってしまうことがあります。昨今の漢字ブームの一つの底を見るような気が私にはしますが、そういう実態が24局という数字に現れていると感じられます。

そのほかにも「シュンジ」とかいうときに、「蠢」という字が要望されていました。春の心、一見良さそうですが、これも漢和辞典で本文まで行くと、「おろか」と書いてあります。(笑)

また、その下の「腥」というのも、「セイジ」とか付けるときにこの字を漢和辞典から見つけ出したのだと思います。月と星か、きれいな夜空のイメージだと。ところが、これも漢和辞典を見ると、月でなくてにくづきで、「生臭い」といった意味が書いてあります。(笑)

この二つ(眈・眈)は言うに及びませんが、別々の法務局から一例ずつ上がっておりました。

もう一つ、さんずいに里という字(裡)を「カイリ」君という名前に付けたいとか、「リキ

ト」など君という場合に付けたいという人もたくさん現れています。海里という字にこの字を当てたという歴史的事実は、もう知らないという人もいます。しかし、辞典の中からこういうものを見つけ出していきます。そして発音そのものと字の形、パーツから来るイメージというものから命名に及ぼうするという現実があったわけです。

ちなみに、ここに挙げた上から五つ目までは、今回、人名用漢字として追加された 488 字の中には入っておりません。人名としては依然使えないものとなっております。それは機械的な基準がございまして、こういうものが落ちていったということです。

ここでちょっとまた視点を変えまして、先ほどご講演の先生のほうから地名に関してお話がございましたが、最近の命名にも地名にちなむものがございます。要望の中に門がまえに水という字(閑)を使いたいというものがありません。もしやと思って地域まで調べてみたところ、仙台北部局に上がってきているものでした。ということは、まさに仙台の近くにありますが名取市に閑上という漁港がありまして、中学校の名前にさえもなっている、つまり地元の人にとっては常用平易な文字であるわけで、これが一歩県外に出ると、ほとんどの人が見たこともない文字ということになると思います。こういうものも依然としてあります。

その下の「剣」という字のここが刃のようになっている「劔」は、富山県のほうから要望があったものです。富山県の劔岳がこの字で書かれますから、それにちなもうとしたものであらうと思います。残念ながらいいですか、この二つは採用に至っておりません。

また、ここは京都の地ですので、ちょうどいいわけですが、山科のほうに木へんに知と書く榊辻(ナギツジ)という地名があります。この「榊」という字も京都の、それも地名にしか現在使われていない日本製の漢字であります。地域性の非常に強いものであるわけですが、こういうものも命名に使いたいと、「榊子」とか「榊男」と付けたいというふうになっております。こういう地元にとっては常用平易な文字がかなりあります。こういうものを今後どうしていくかということは、考えなくてはならないと思っています。

また、今度は実在の人間ということになりますが、「あやかり名」というのは常にあって、それが肉親であったりする場合さえもあるわけですが、テレビの中に現れる人たちの名に子どもの名を合わせたいということも見られます。

例えば「漣」という字は、大変要望が多い字でした。これは見た目にもきれいな形をしていますし、意味もととてもわかりやすい。また、「レン」という音も最近好まれるところであります。こういうものが大杉漣を一種の典拠としているのではないかとさえも思われますが、要望に集中的に現れます。先ほどの椎名桔平の「桔」もそうだし、中村獅童の「獅」も大変人気があります。「獺」というのも何件かありました。大和田獺であるとか、夢枕獺なんていう名前が影響してるのかと思われます。

また、これも画面では一字で表せておりませんが、「丈」という字に点が付いているものです。これも辰吉丈一郎というボクサーの「ジョウ」はなぜか点が付いていることが多いわけです。この人にあやかりようとしているのか、それか先ほどの姓名判断で、あと1画あれば幸せになるということがあったのかかもしれません。こういうものは現在でもあります。過去からこ

ういうものはあったわけですが、メディアというものがより多様化していて、そういう中に現れる人に、その対象を求めるといことが目立ってまいりました。

最後に近づいてまいりましたが、さらに創作漢字と呼ぶべきものさえも見られました。例えば一文字で表せておりませんが、有へんに品とでもいうんでしょうか、おそらく品のある子になってほしいという願いがこの一文字に託されたんだと思います。(笑) 読み方はわかりませんが、こういう造字の命名ということも見られます。

さんずいに蓮という字も辞書に見つけられない要望の一つでした。これなどはもしかしたら「漣」という字と「蓮」という字が頭の中でごちゃごちゃになって生まれてしまった、言ってみれば誤字という可能性さえも感じさせます。

また、王へんに巴という字も辞書にありませんでした。これは王へんに比の「玼」と並んで要望されていたので、おそらく「琵琶」という字を、王がいくつもあってもしょうがないので、一個にしたのかな、などと想像されます。

こういう創作漢字というのは、私は日本製の漢字、国字というものが専門であるのですが、歴史上、奈良時代以前から徐々に現れ、歴史的に見るとたくさん存在していました。そういうものの中に、これらをとらえることができるのか、それともこれとはまた別格に考えなければいけないのかということは、私もまだ悩んでいるところです。現実には戦前の方には、創作漢字による名前が意外とたくさん見られます。親が自分の子どもだけに新しい漢字を与えたいというわけです。子の名は、最初のプレゼントとよく言われますが、オリジナルなプレゼントを与えようとする願いまで漢字に託されることが命名においてはあったようです。

いよいよ画面も最後の1枚となりました。将来、命名というのはどうなっていくのかということです。これについては、甚だ心もとない展望であるわけですが、一応述べておきたいと思います。

日本の場合、今回の人名用漢字の追加により、この字を使いたいと思う人たちが、使いたかった字をやっと使えるようになった、つまり使えなかった字が解禁されるという働きが生まれました。これは、もう間違いないことです。例えば、「林檎」ちゃんという赤ちゃんがすでに誕生しております。

私事になりますが、ちょうど人名用漢字選定のころに、うちの家内が次男の出産ということで、2カ月ほど産院におりました。その間に、人名用漢字がまだ決まる前ではありますが、うちの子は林檎にするんだと決めているお母さんがいたという話がありましたし、その同じ産院では、「庵」という字を使おうとして駄目だった、訴えてやると怒っている人もいらしたそうです。たった一個の狭い東京都内の産院でありながら、そのようなことが発生していたわけですから、こういうものが解禁されて増加していくことは、間違いないことであると思います。

実際、明治生命の調査にも少しずつ、下位ではありますが、「林檎」などの新たな名が登場しております。「苺」なども、これから幼稚園にたくさん現れる時代が来るかもしれません。

また、この人名用漢字が改正されると、名付け本という、赤ちゃんに幸せな名前を付けてあげようというフレーズで、たくさんの本が本屋さんに並びます。それらを少し眺めてみると、

すでに、新しい人名用漢字を取り入れ、こんな名前はどうか、とってたくさん示しています。ちょっと紹介しますと、例えば「林檎」ではもはや当たり前すぎるようになるのでしょうか、「小林檎」と付ける。(笑) また、今回、「颯」という字が今回採用されました。「都颯(ツタコ)」はどうか。また、「颯」に「太」を付けて「颯太(フウタ)。「颯」は国字なので音がないのですが、「風」にちょっと似てるといことでしょうか、「フウ」と読ませています。(笑) こういうものが活字になっていますから、これを見た人の中には、多分、「颯太」、いいなと思う感性の人もいるかもしれません。

先ほど「狼」という字が入ったと言いましたが、「狼星」と書いて「シリウス」君というのはどうか、というものもあります。運勢的にもいいですよ、みたいに書いてあるわけですね。また、「苺萌梨」と書いて「メモリ」ちゃん。万葉仮名と呼ばれる手法です。これは「苺(イチゴ)」という用法をはるかに超えて、こういう要望が広がっていくことが想像されます。

さらに、「斧」という字が人名用漢字に入りました。「斧子(オノコ)」はどうかと書いたりあったりします。こういうものがありますから、それを見て新しく使いたくなってしまう人、なっていく人が必ずやいるであろうと想像されます。つまり人名用漢字というのは、ある種の循環をしております、規則をゆるめれば、それに従って使いたいという人は増えていくということもあります。

制度的なことを言いますと、488文字も増やした人名用漢字ですが、それでも付けようとする字が入っていないという不服申し立てがすでに起こっていると、新聞等でも報道されています。「矜持」君と付けたいというお父さんが、この「矜」という字は人名に使えないのはなぜか、と訴えているという報道がなされていることは、ご存じの通りかと思います。つまり、まだ安定的な状況ではないことを、この事象は物語っていると思います。

外国に少しだけ目を移しますと、韓国、中国についてはまた後ほど先生方からお話があるようですが、韓国については、調べた本ごとに字数が違っているのが、おかしいなと思ってたら、字数がさらに増えてるということが出ています。日本と同じような状況がもしあれば、興味深いと考えておりますけれども。一応制限が今はあるということです。常用漢字に似たようなものとして、基礎漢字1,800字のほかに、大法院で、ここは最高裁判所に当たるもののようですが、人名用漢字を多数決めているとのこと。ここには1,162字と書いてありますが、李先生のプリントによりますと、現状では3,000字を超えているようにお見受けいたします。

その中には、日本では見かけないような、例えば「火」へんに「喜」ぶというような字「熿」が含まれていたりします。こちら辺は命名習慣が明らかに違うということで、やはり名付けというのはある種、「文化」であるということが伺えます。日本人の中ではまず使われないような字がたくさん入っている。逆に「苺」なんていう字はおそらく入っていないと思われます。「狼」なんていう字も入っていないと想像しますが、漢字圏の中でもそれぞれ差が現れてきているということが伺えます。

中国につきましては、人名用漢字という制限を加えるべきかどうか、現在、検討中であるということを伺っております。中国はとにかく人口が多いので、電子政府などをつくる時にも、

そういうことが問題になってくるのだらうと想像されます。

ここに不思議なものが上がっておりますが、これは龍を四つ書き、64 画に上る漢字です。漢字の中でも最も画数の多いものの一つといわれていますが、これさえも命名に使われている事例があるそうです。これは台湾の例なのですが、これを日本風に読むと「テツ」と読むようです。「テツテツ」という、合わせて 128 画の名前が、しかも、20 代の男性だそうです、実在しているそうです。人名の漢字に関する制限がないからこそ、こういうことができていると言えるかと思います。

まとめとなりますが、日本の人名の漢字に戻って考えますと、流行はいつの時代でも間違いなくあることでしょう。また、逆にほかの子と違う名前を付けようと、流行と別に個性化ということも、人名録などを見てみますと、いつの時代にも認められる現象です。しかし、先ほど来、お話してるように、最近の要望を見ていますと、個性化の割合が増えているのではないのでしょうか。そして流行の質も変わっているのではないかと思います。漫画を典拠とするように、命名に変質が見られるのではないかということを、私のほうからは最後に指摘して、この発表を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

高田 笹原先生、どうもありがとうございました。人名というのは、地名と同じように文化遺産だということですが、人名の場合は、とりわけ個人と 1 対 1 で対応しますので、どうしても個人の主張が強く反映されがちで、漫画の主人公でありますとか、あるいはインターネット、さまざまなメディアで使われている文字が非常に大きく影響することになるという、大変興味深いお話がございました。

そういったことの是非という見方も当然あると思いますが、先ほど申しましたように、そういったご意見等はすべて後ほどのディスカッションのときをお願いしたいと考えております。

金坂先生のお話の中にもありましたが、今回のフォーラムは第 2 回目ということで、今年の 2 月にやりました第 1 回目の記録が、われわれの COE のホームページ上にすでに出ておりますので、もしさかのぼって第 1 回目にはどういう話があったのかということにご興味のおありの方は、ぜひともそちらのほうをのぞいていただきたいと思います *。

また、今回の第 2 回のオープン・フォーラムは京都新聞社のご協賛をいただきまして、このホールをお借りしております。遅ればせながらお礼を申し上げますと同時に、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

さてふたつの基調講演をお聞きしたわけですが、少し休憩をいただきまして、3 時からパネル・ディスカッションを行いたいと考えております。よろしく願いいたします。

* <http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/papers/is-kanji-2004/is-kanji-2004.pdf>

パネル・ディスカッション

司会 高田時雄（京都大学人文科学研究所教授）
パネラー 阿辻哲次（京都大学大学院人間環境学研究科教授）
富谷 至（京都大学人文科学研究所教授）
安岡孝一（京都大学人文科学研究所助教授）
李 昇燁（京都大学人文科学研究所助手）
承 志（京都大学大学院 文学研究科 外国人共同研究者）

高田 お待たせいたしました。3時になりましたので、これからパネル・ディスカッションを始めたいと思います。

一応ひな壇に並びましたけれども、先ほど講演をしていただきました金坂先生、笹原先生にもご登壇いただいております。合わせて7人の先生方でパネル・ディスカッションを行いたいと思います。

昨年度も同様にさせていただいたんですが、それぞれの先生方に人名用漢字あるいは地名の漢字にかかわる問題点といますか、自分自身の問題意識というふうなものをごく簡単にご紹介いただいて、その後で質疑応答に入りたいと思います。そして最後に会場の皆さんからもし意見等をちょうだいしたいと考えております。

お手元にパネラーの簡単な紹介があると思いますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。まず富谷至さんは、人文科学研究所の教授をしておられます。専門は中国の法制史ですが、漢代の簡牘、日本で奈良の平城宮跡から出る木簡というのがありますね、あれの起源になるような古い文字を研究しておられる方です。きょうは富谷さんから話の口火を切っていただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

富谷 口火といますか、後の細かい議論及びご発表に関して、大ざっぱな中国の制度、それから命名というようなことを発言することでつないでいきたいと思います。

私自身が非常に印象深い地名の命名としまして、これは日本人がつけた地名で、ある意味では大変有名なものがあります。中国奉天の標高 203 メートルの山を「爾が眠る山」という意味を含めまして「爾霊山」という命名がなされたことは、会場の方もよくご存じだと思います。ところで、中国のすべての命名は、まず序数というものの、つまり番号というものの、これは優雅なものではない。官位名もそうですし、そのほかの、例えば年齢もそうです。十五を志学といい、そういった命名方法というものの、これは一つの伝統とそれの命名の由来というものの、それからその漢字が持っている意味をすべて込めた命名であったということ、ここにいわば中国の文化が凝縮されているものだと私は思います。爾霊山という命名は、こういったことの典型と

も言えます。

金坂先生が、地名というのは文化遺産であると言われました。と同時に、私は命名者、それから命名団体といいますか、そういうもののいわば知識というか、教養の程度が表れていると思います。

中国の名称の中で京都、これも中国の名称であります。我々が住んでいる京都という地名ですけれども、この地名の名称は二つの流れがあります。京師（ケイシ）といった言葉が一つと、それと唐代になりまして、西の京都、西京（セイキョウ）、それと東の都、東都、これが二つの都として考え、その一つが長安であり、一つが洛陽である。つまり、洛陽と長安の別名として西京と東都というものが出てきた。それを合わせて京都という名称が出てきました。

京師という方向からいうと、京師の「師」が使ってはいけない字ということになりました。それは、晋の景帝司馬師の諱となり、「師」という名称を避けて都という字が使われ、それが京都となったとも言われています。

中国の名前についてふれますと、それは大変複雑な名称を持っております。単なる名前だけではなく、その名前の中にいくつかの種類があるのです。字というもの、諱というもの、それから諡というもの、そのほか廟号というもの、いくつもいくつも名称があって、我々がこういう中国のことをやっていくと、大変ややこしいものがあります。

しかしながら、それはそれぞれに意味があります。なぜ字というものを使い、なぜ諱というものを使い、なぜ諡というものを使うのか。字は成人のときにつけたその人間の別の名前でもあります。なぜならば、それは実名では呼べない、ないしは本来相手の名前を実名では呼ぶではない、実名を避けるために別の形の名前が出てきた。それが字でもあるわけです。

また諱、これは生前の名前というふうに言われていますが、死者の生前の名前を謹んで呼ばないことから起こった。それは後には生前の本名を諱ともいう形になってきます。

また諡、これは死者にその生前の行いによって送った名前というものもあります。

そういったいくつもの種類の名前がなぜできてるのかといいますと、それは中国の礼の制度といいますか、それもまた中国の文化でもあるのですけれども、そういった礼の制度が重層的に組み合わさってきた。したがって、名前にはいくつかの種類の意味があると、こういう歴史的背景を持っているわけでございます。

高田 中国の、特に人名については、さまざまな名づけの仕方がある。すべて中国の文化を体現しているものだというお話ですが、後でもう少し細かく議論を深めたいと思います。

続きまして承志さんにお話をいただきます。承志さんは、中国から京都大学に留学されまし



て、最近文学博士を取得された方です。中国の西のほうに新疆ウイグル自治区というところがありますけれども、その西北の一番端っこに、現在少数民族になってしまっていますが、シボ族という民族が住んでいて、彼はその一員であります。シボ族というのは清朝をつくった満州族の軍隊がかつて新疆を征服するときにそこに行って、やがて定住したという歴史的背景を持っていますが、その誇り高い民族の一員である承志さんから中国、特に少数民族にかかわる名前のつけ方についてのお話を伺いたと思います。

承志 きょうは清朝時代の満洲旗人の名前についてお話ししたいと思います。

もちろん 10 分という短い時間でお話を全部することはできませんが、満洲旗人の名前のつけ方を少しお話をしようと思います。

周知のように、清朝時代の満洲旗人といいますと、当時の中国を支配していた満洲八旗に所属する集団で、これは日本の旗本に近い存在だと思います。八旗には集団別に満洲八旗、蒙古八旗、漢軍八旗という 3 つの集団が存在します。現在、中国では満族というふうに言っている少数民族がありますが、満洲八旗はその前身でもあります。しかし、八旗というのは満洲人の社会制度、軍事組織などを指しますので、現在の満族イコール満洲旗人ではありません。

満洲人といいますと、すぐにラストエンペラーの溥儀を想起される方が多いと思います。現在、溥儀の姓は愛新覺羅といって、満洲語ではアイシンギョロというふうに発音しますが、漢字はあくまでもまた別で、アイシンカクラというふうには日本では書きますけれども、漢籍ではそういうふうに書いていますが、この愛新覺羅というのは開祖、皇帝の直系の子孫のみが使うことができる名字で、それ以外の皇帝の祖先の兄弟、いわゆる傍系の子孫というのは、この愛新覺羅という名字を使うことはできない。覺羅という名字を使う。この覺羅というのは赤色のベルトといって、身分的にいわゆる直系の皇室と違うということがよく文献の中に出てきます。

最近、中国では愛新覺羅と名乗る人が続出していますから、一つの流行でもあります。北京では時々愛新覺羅と名乗る人が古文書室に来て、自分は実は愛新覺羅何代であるという名刺をもらうことがあります。

その一方、愛新覺羅という一族でありながら、その姓を名乗らない人もいます。その人というのは有名な中国の書道家啓功という人です。この先生は、愛新覺羅という一族に入っておるにもかかわらず、自分の名字は啓というふうには称しています。

というのは、この啓功という先生は雍正の第 9 番目の子孫に当たりますから、みずから啓と今もおっしゃっています。

このように、清朝の皇族の末裔は必ずしもすべての者が同じ姓を名乗っておりませんが、では普通の旗人はどういう名前を使っているかということについては、次の一般旗人の一例を取り上げて簡単に紹介したいと思います。

その前に一つ満洲旗人の科挙の名簿を見たいと思います。これは 1655 年の満洲人の科挙に

受かった人たちの名前です。

これを見ると、左側に縦文字で書いているのが満洲文字で、それは第一は漢字で書いているけれども、コウキンというふうに書いております。これをローマ字で表記するとこういうふうになります。必ずしも漢字は現代の発音と、清朝の発音とも多分近いというか、当て字というふうに考えていいと思います。

まず第一面の jacin というのは、これは恐らくこの家の二番目の子です。これは次男という意味があります。



次は、簡単にもう一つの集団の戸籍を紹介したいと思います。

旗人であれば必ずニルという単位に所属していますが、各ニルによって戸口冊を作成しています。これは 1904 年、明治 37 年に相当する年につくったもので、この人名を見ると、二つの漢字しか書いてないですね。松華というふうに書いて、これを見るとまずニルの構成員の全員の名字はつけてないということがわかります。清朝では、漢字の名前と混同するのを避けて、旗人に名字をつけず、漢字 2 文字あるいは 3 文字以上の文字をつけることが法律で定められています。そのため、ほとんどの場合は二つの文字の名前を用います。3 文字あって、3 文字以上の場合は、一般的に満洲語やモンゴル語の音訳であることが普通であります。

この高札の中であらわれている名前はほとんど 2 文字であります。例えば佐領の松華という人、これはお父さんになるんですけれども、下の啓芳というのは長男です。宗恩というのは孫に当たる。啓昌というのは弟になります。同じ啓という字を使って中国の輩行をまねをしていると考えられます。

これ以外に、3 文字以上の場合は満洲語の音訳を使っていますが、例えば徳凌額というふうに書いている。こういう文字は大体満洲語そのものを漢字の当て字に使って、こういうふうに当時の人々が命名されています。

実は、こういうことというのは、清朝のときには同じ満洲人は漢字の名字を名乗ってはいけないという規定があります。というのは、詔を一つ、2 年前に見つけまして、なぜ清朝では満洲人が名字がありながら名字を使わずにきたかということ、1738 年の皇帝の詔ですが、満洲人の家譜を見たところ、同じ一族の祖先から生まれた子供の名前は皆杜と齊という字を使っている。これは漢人の名字に相当しますので、これから漢人の名前に相当する名字をつけてはいけないという詔が出ます。

いろんなこういうものが出てきますが、陶とか郭とかという字も出ますが、一応この 1700 年代からずっと禁止令が出ます。

このように、満洲旗人の漢化を防ぐために、姓をつけることを禁止するだけではなく、漢人

の姓と一致する名前を用いることも禁じられています。光緒年間の戸口冊に書いているこのような名前も、漢字2文字しか使っていないことから、清末まで同じそういう規則を守っていたというふうに考えられます。こういうことは非常に興味深いものと私が思っていることでございます。

満洲旗人という、満洲旗人の社会というのは、現在は中国ではほとんど存在なくなっていますが、これは辛亥革命の1911年の後、劇的なさまざまな事情によって、みずから漢人の姓を使うようになりますから、現在ではこの満洲旗人の姓の由来や歴史を知ることはほとんど少なく、普通の中国人というとはほとんど知らない。

このように、名前の歴史を見てみると、その中に大きな歴史的な変化、王朝の興亡の歴史がその背後にあります。この歴史をお話ししますともっと時間がかかりますので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

高田 どうもありがとうございました。本当は満州族の命名法とかもう少し詳しくお伺いできればいいのですが、残念ながらきょうはそれだけの時間がないので、後でもう少し疑問点があればお聞きしたいというふうに考えております。

続きまして、韓国の現状について、李昇燁さんからご報告をいただきたいと思います。

李さんは、やはり京都大学に留学されて修学、現在人文科学研究所の助手をしておられます。植民地時代の朝鮮における日本人社会を主に研究しておられるわけですが、人名、地名の漢字にかかわる問題意識を当然おもちだろうと思いますので、きょうは李さんのつくっていただいたレジュメをごらんいただきながらお話をお聞きいただければと思います。

李 お手元のレジュメをごらん頂きながら、簡単に韓国、朝鮮における人名、地名と漢字に関して概略的なことだけ申し上げたいと思います。

韓国、朝鮮における名前と漢字という部分ですが、朝鮮人、韓国人の名前の基本的な仕組みは次の通りです。まず、本貫あるいは貫郷ともいいます親族集団の出身地を示すものがあります。それから姓です。姓というのは父系血統の標識というもので、氏とはちょっと異なります。普通日本でも韓国でも今は氏と姓が混同されて使われておりますが、氏というのは家の標識で、英語のファミリーネームのようなものです。しかし、姓はファミリーネームというよりは父系の血統を表すもので、例えば女性が結婚してもその姓は変わりません。お父さんがだれだれだというのを示すものなので、男性の方の姓に従う必要はないわけです。それから名、下の名前がありますが、ここに1文字がいわゆる行列（ハンリョル）の字を含むようになります。すなわち、「本貫+姓+名」が前近代における両班階級の名前の基本形式になります。

皆さんご存じの朴正熙（パク・ジョンヒ）さんを実例で見えます。この人の名字は「朴」で、本貫は高霊です。名字に同じ漢字を使っても本貫、すなわち親族集団の出身地が違えば親族にはならないです。ただ単に漢字が同じであるだけで、全く異なる親族集団になります。朴

正熙さんの場合、その親族集団の出身地である高霊という地名を加えて、「高霊朴氏」と言います。それから、「正熙」という下の名前の中で、最後の「熙」という字は「行列」によって定められた字です。この「行列」については、後ほど詳しく申し上げます。

一方で、両班階級でない方の、民衆の名前は固有語が多かったと言えます。戸籍などを見てみると、これを漢字の当て字として記載したものが多いです。例を見てみますと、「道也至」と当て字で書いてこれは豚の意味です。それから「開佛」と書いて、字はかなりきれいですが、犬の金玉の意味です。また、かわいいという意味の「イップン」を「入粉」あるいは「立粉」と書いたりしました。また、朝鮮の国字で固有語を表現した例もあります。「●」（●は「石」の下に「乙」）という名前は、「石」の意味ですが、これは固有語の発音のためにつくった朝鮮の国字であります。このような固有語の名前は、近代に入ってから名前の両班化といいますか、ほとんどの人が両班の名づけ方によって名前をつけられるようになって、今はほとんどなくなりました。

先ほど出た「行列」ということに関して申し上げますと、親族集団内部で系譜上の縦の関係を示すものとして、一文字の漢字が行列字として定められます。すなわち、各世代別に特定の一文字を名前に入れるように定められたものです。「木火土金水」の五行や、「仁義礼智信」の五常、「甲乙丙丁…」の十干、それから数字などが、系譜上の順番を示す漢字として使われていました。

ここで「慶州金氏」の「杜溪公派」という一つの親族集団の例を挙げてみます。37 世から46 世まで定められている行列字を見ると、「泳—柄—熙—基—鍾—河—桂—然—圭—鎬」となっておりますが、それぞれの字に「水—木—火—土—金—水—木—火—土—金」といった五行の一文字づつが構成要素として入っていることが分かりますね。このような行列字を使って、仮に名前を作ってみれば、37 世の人は「泳哲」、38 世の人は「柄国」、39 世の人は「康熙」というふうに名づけられるわけです。

このような名づけの規則によって、譜学（族譜に関する知識）に詳しい人ならば、その人の本貫と姓名を見るだけで、どの家門の何代目の人なのか、父は誰で、祖父は誰なのかが大体分かるわけですね。

行列字の他に、「忌諱」という原則もありまして、君主や祖先の名前にある字を使ってはならないです。また、「名理学」、すなわち姓名判断の観点から、使ってはいけない字などが出てくるわけです。結局、難しい漢字が使われかねない傾向がありますね。

次は、実際の名づけにおける漢字使用と関連して、制度的なものをちょっと見てみたいと思います。日本の場合は、1945 年以降の姓名における漢字の制限が行われたんですが、大



韓民国の場合は、1990 年以前はそういう制限が全くなかったんです。自分勝手に好きな漢字で名づければよいということですね。これが 1990 年になって戸籍法が改正されて、人名漢字の制限条項が設けられました。日本の文部科学省にあたる当時の文教部指定の教育用漢字 1,800 字に、日本の最高裁判所にあたる大法院指定の 931 字、あわせて 2,731 字が人名用漢字として定められました。

しかし、これでは数が少ないという意見もあった 1991 年以来、その数がだんだん増えてきました。中でも一番大幅に増加されたのは、2001 年 1 月の改正によるもので、1,755 字がまた追加されました。その結果、現在人名に使用できる漢字は 4,879 字に上ります。つまり、①教育人的資源部が定めた「漢文教育用の基礎漢字」+②その他の「人名用追加漢字」+③前記漢字の同字、俗字、略字、すなわち異体字をある範囲で定めた「人名用漢字許容字体」といった三つのカテゴリからなっております。

日本の場合は、このような範囲に入らない漢字を使って出生申告をした場合は受け入れないのが原則ですが、韓国の場合は、一応受け入れはします。しかし、漢字音の表記、すなわちハングル文字の表記を受け入れるだけで、漢字は受け入れないんですね。例えば、めちゃくちゃ難しい漢字を使って子供の名前をつけたときに、戸籍に登録はされますけれども、実際に登録された名前は、その読みを表すハングル文字だけです。自分と家族は、私はこういう漢字の名前だと主張しても、法律的にはこの人は漢字の名前がない、音だけの名前を持っている人間だというふうに規定されるようになります。

大体このようなものが今韓国での人名使用における漢字の問題かと思います。地名まで行きたいと思ったんですが、10 分以内に何とかおさめないとならないので、地名に関しては一つだけ言及したいと思います。

最近話題になったソウルという地名の中国語表記の問題です。これは、韓国と中国の国交正常化、1992 年 8 月になりますが、国交正常化を控えていた 2 月に、韓国政府では中国語で「ハンチン」と発音される「漢城」（李朝時代のソウルの名称）といった表記を、何とか「ソウル」という現実的な音として表記する方法がないかという議論をしました。会議結果、「首爾」という漢字、割にソウルに近いような音を出す漢字を選定して、日本の閣議に当たる国務会議に提起しましたが、結局は棚上げになりました。それ以降は、ずっとソウル市で議論されてきて、昨年からソウル市が本格的に動き出して、ソウル中国語表記改善推進委員会というものを構成しました。市民対象の説明、調査とか広報を行って、候補として「首爾」また「首兀爾」、両方とも「ショウル」というような音になるんだそうですが、最終的に「首爾」を選定し、ソウル市が公式的に発表しました。現状としては、いまだ大韓民国の中央政府も公式的にはこれを受け入れてはない、認めてはないです。ソウル市だけ決めたわけなんです。

また、一方の中国側も、実際中国の方々が首爾という表記を使ってくれないと何の意味もないものですが、中国の方もいまだ別に動きはないようです。ただし、ソウル市は独自的に表記変更作業を進めております。例えばソウル市のホームページはすでに全部変えてしまひまして、ソウル市の案内表示板や道路標識なども順次的に変える予定だそうです。

高田 ありがとうございます。韓国の問題というのは、我々が日本で漢字の問題を考えるとき非常に大きな参考になるんですね。かつて韓国では日本と同じように、非常に幅広く、あるいは日本よりもさらに直接的に漢字文化を受け入れて漢字を使ってきたわけですが、どうも最近の韓国の動向というのは、漢字離れと申しますか、そういうふうにもいいような傾向が徐々に進行しつつあるように思います。

後でまたもう少し詳しくお聞きしたいと思っています。さて日本で人名用漢字が増えましたが、その人名用漢字を増やすについて、実際それに参画されたお二人の先生方に簡単に報告いただきたいと思います。まず漢字学では日本で一番有名な阿辻先生に、裏話を含めてお話を聞きたいと思っています。よろしくお願いします。

阿辻 先ほど笹原さんのご報告がありましたので、まことに蛇足ですが、同じ会議に参加しておりました者人として、大変まじめに仕事をしていらっしゃる笹原先生からはご発言がない部分についてふれておこうかと思います。

話の中身は人名用漢字審議の実際というところです。

現在私たちの生活をめぐっては、常用漢字と、今回取りあげる人名用漢字と、コンピュータで使う情報交換用漢字符号系という三種の規格があります。うちの人名用漢字は人の名前に使うことができる漢字で法務省が指定しているもの、具体的には常用漢字と別途定められている人名用漢字、それからカタカナ、ひらがなですが、ただし変体仮名は使えません。人名をめぐってはいろいろと議論がありますが、そもそも戸籍法という法律の第 50 条に、子の名前には常用平易な文字を用いなければならないという項があり、その第 2 項に、常用平易な文字の範囲は法務省令でこれを定める、とあります。人名に関する規定は、法律上はたったこれだけです。

ここで問題となるのは「常用平易」ということです。人名についてはしばしば裁判が起こっていて、ここで紹介するのは大阪家裁で平成 16 年 6 月 10 日に「凌駕」という名前をめぐっての事例です。「しのぐ」君でしょうか、それとも「りょうが」君でしょうか、とにかくその名前を記載された出生届が受理されず、それが裁判になって結局認められました。

その理由はまず、「駕」という字は万葉仮名の「力」として古くから使われていること。「駕」は常用平易な文字である「馬」と「加」から構成されていること。さらに、「しのぐ・乗り越える」という意味の「凌駕」は一般的に日常社会においてよく使われる熟語であること。「駕」はコンピュータで書ける漢字であり、リョウガと入力すると「凌駕」という漢字に変換されること。「駕」を使った名前で、本人や関係者に社会生活上も支障がおこるとは認められないこと。

以上の 5 点を総合的に勘案して、判決は、「駕」は社会通念上明らかに常用平易な文字として認めるのが相当であると判断しました。それでこの段階で「駕」が人名用漢字に追加された

のですが、これが追加される直前の3月から、人名用漢字の審議が始まっていました。

審議会では笹原先生たちが本当に熱心にデータを用意してくださって、それをむさく苦しい男性が中心になって7人ぐらいで審議をしたのですが、最初に議論になったのは「常用平易」とはなにかということでした。何をもって常用とするか、何をもって平易とするか、そのメジャーをつくる必要がありました。結局審議の結果、コンピューターで扱えるJIS規格のうち、第1水準に入っている漢字からすでに使える人名用漢字と常用漢字を除外して残った



771字と、文化庁が作った膨大なデータである『漢字出現頻度数調査』での上位521字を常用平易と認めました。

さらにJISの第2水準に入っている漢字と『漢字出現頻度数調査』上位521字以下からの漢字は、笹原先生がふれられた法務局窓口へ寄せられた希望を勘案して、そこから57文字を常用平易と認めました。

常用という集合を作り、平易という集合を作ると、当然重なる部分が出てきます。そして含まれない漢字の中に、法務局に寄せられた要望があります。原則的に言えば、この三つの集合が重なる部分に「人名用漢字」を制定したということです。

ただしそこで選ばれた漢字について、人名として適当であるか否かという議論は一切判断されませんでした。それをめぐっては委員の中にも議論がありましたが、最終的には「パブリックコメント」という一般からの意見募集で判断しました。

手順としては、6月の段階で578文字の追加原案を作りました。要望が多かった「莓」とか「牙」という字も含めて578文字の追加が提起されたのですが、その中に先ほど示した集合の中によって「常用にして平易である」とされる「糞」とか「呪」とか「屍」とか「癌」などの漢字がフィルターを通して入ってきます。いくら何でもこのような漢字で子供に名前をつけるというのはちょっと考えものだという議論もありましたが、パブリックコメントの段階ではそのままでした。それが1ヶ月ほどのパブリックコメントをした結果、それらの漢字に非難が集中し、「糞」、「屍」、「呪」、「癌」、「姦」、「淫」、「怨」、「血」、「妾」の9文字が人名としてはふさわしくないとして削られました。それに対し「掬」が追加されました。

さらには8月の段階では委員による投票が実施され、「蔑」、「膿」、「腫」、「娼」、「尻」、「嘘」など、やはり人名にはふさわしくないと思われるもの79字を削除し、最終的には2004年9月27日に省令が改正されました。出生届は誕生から2週間以内に出すと決まっていますから、9月27日より2週間前に生まれた子供さんから、新しい人名用漢字が適用されています。

これが審議の実態でわけですが、法律家は「常用であり平易である」と認定される手続をクリアすれば、「糞」であろうが、「癌」であろうが、それを外すことは委員の個人による恣意的

な判断だと考えられるのですね。しかしパブリックコメントという手順で反対が多かったとなれば、彼らはそれをよりどころとして、今度は堂々とそれらを削除するのに積極的になるのです。なるほど、法律家とはそんなものかと感じたのが、非常に印象的でした。

人名をめぐるはまだまだ議論はあるだろうと思いますが、現状としては非常にたくさんの文字が使えるようになったということは言えるのではないかと思います。

高田 どうもありがとうございました。続けて安岡さんにお話をお聞きしたいと思います。安岡さんはコンピューターの専門家で、これまで長く JIS 漢字の策定にかかわってこられました。人名用の漢字についても一家言お持ちですので、今回特別にお話を漢字コードの立場から、あるいは漢字文化論の立場からお話ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。

安岡 私はもともとコンピューター屋ですので、人名、地名について語る資格はあまりないんですが、でも地名と人名に関して、その字体に関してちょっと思うところがありますので、それをお話ししたいと思います。

まず、日本の地名の漢字なんですけれども、去年、今年ぐらいにかけて平成の大合併というのが行われています。そういう委員会に出ていくと、必ず出てくる恐ろしい文面があります。どういうものかという「地名の書きあらわし方については、差し支えない限り当用漢字字体表の字体を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてよい」という通知です。昭和 33 年 4 月 21 日に当時の自治省行政局長が出したこの通知が、いまだに行政の場では生きていまして、いまだき当用漢字字体表ってナニ、と言いそうになります。でも、そういう委員会に行きますと必ずこの通知が出てきます。地名をつけるときには、新しい字体でつけてくださいねということです。

2004 年 10 月に薩摩川内市というのがあらわれましたが、薩摩川内市の「薩」の字は当用漢字表にないというか、常用漢字表にないんですね。ですから、当用漢字字体表に準じた字体で「薩」になりました。

では翻って、さきほど阿辻さんが話された人名用漢字ですが、人名用漢字は常用漢字表の漢字と、戸籍法施行規則に書いてある「漢字の表」の合計です。それだけの漢字を使うことができますが、人名に使える漢字の字体というのは、官報に載った字体こそ正しい字体であるということになっています。だから、官報以外の字体を出生届に書いて出すと、通常は官報の字体に直されて戸籍に登録されてしまう、という恐ろしい事実があります。

で、2004 年 9 月 27 日の官報に載った戸籍法施行規則を持ってきて、「薩」の字はどうなってるかなと探すわけです。「薩」の字、最近、子の名に使えるようになったよね、といいながら探すわけです。そうしたら、何かちょっとさっきの字体と違って「薩」になってる。

とすると、たとえば薩摩川内市で、お母さんが薩摩ちゃんて名前をつけたいなと思って、「薩」の字を戸籍係のところに持っていきます。すると、戸籍の人はしっかりこの「薩」に直してく

れます。このくらいの違いはいいじゃんと思うかもしれませんが、コンピューター屋にとっては、これがイヤラシイ。

将来、薩摩ちゃんが自分の住所と名前を書く場合「薩摩川内市どここの何々薩摩」と書くわけです。それをコンピューターに入出力する必要が生じます。そのときに、コンピューター屋である私は、これをどう処理すればいいだろうという問題が起こります。つまり、コンピューター上で「薩」という字と「薩」という字を、ちゃんと区別して処理できるか。何らかの方法で区別ができないと、こういう違った字体の表記ができないわけです。「薩」しか出ないプリンターだったら、名前も「薩摩」に変わっちゃう。あるいは人名用の字体を搭載しているプリンターだと、薩摩川内市の人なのに薩摩川内市と打たれてしまって、それもちよっとイヤラシイ。それぐらい許してよという気がせんでもないですが、コンピューター屋はそういうことが気になります。



ところが、現時点でコンピューターで最もよく使われている文字コードであるところの **Unicode** では、薩摩川内市の「薩」と人名用漢字の「薩」という字に同じコードが割り当てられています。つまり、文字コードを使うと「薩」と「薩」は区別がつかないというか、自分は薩摩川内の「薩」で送っているのに、向こうにはさっちゃんの「薩」で届いてしまうかもしれない。あるいはその逆に、自分はさっちゃんの「薩」で書いたのに、ある人のマシンのところへ行くと、薩摩川内の「薩」で表示されちゃうかもしれない。そういう混乱が起こってしまう可能性が高い、ということを意味しています。

さて、これを私は、あるいは **JIS** 漢字の策定をおこなっている人たちは、一体今後どうやって処理していけばいいのでしょうか。というのを、私の疑問提示ということにいたしまして、私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高田 今、安岡さんに話していただいた問題ですが、今日コンピューターを離れては日常生活が営めないくらいにコンピューターは社会生活の中に入り込んでいます。現在のコンピューターというのは、漢字一字一字の背後にコードという背番号みたいなものを持っていて、それでコンピューター上でさまざまな作業を行っているわけです。

今の安岡さんの問題提起というのは、コンピューターに使う **JIS** コードというものは経産省の管轄になっている。ところが、地名に使っていい文字の地名表というのは総務省だと。要するに日本の縦割り行政の問題が露呈してくるわけです。そういったことはなかなかすぐには解決できない問題ですが、しかし非常に重要な問題なので、そういった矛盾点が出てきた場合には何らかの形でそれが解決できるようにしないといけないのだらうと思います。

そういう意味では、安岡さんから今指摘していただいたように、個別の問題をどんどん取り上げていくという姿勢が必要だろうと思います。

それでは、ディスカッションに移りたいんですが、今5人の先生方の報告をお聞きしております。ちょっと驚いたのは韓国の状況です。韓国の人名漢字に使える文字数というのは非常に多いですね。日本に比べると相当多いという気がいたします。

しかし一方では、その人名を漢字で実際に表示したりすることは、日本よりもその機会がずっと少ない。子どもが生まれて名前をつける時点では、確かに漢字を意識して名前をつけるんだけど、実際に名前をつけてしまうと、それはハングルで書かれて、ハングルで名簿に登録されるということになっている。

これはなかなか難しい質問で、なぜそうなったのかと聞いてもなかなかすぐにはお答えが出ないかもしれませんが、李さん、その辺りどうですか。漢字が韓国において戦後ぐらいの時間的幅でとらえて、どういう段階を経てこういう現状になってきたかというのをちょっとご紹介いただけますか。

李 全く逆方向の同時進行と言えるかもしれないなと思います。どちらかという、前近代の一般民衆の名づけ方は、固有語で豚とか、犬とか、石とか、このようなものを使ったのが一般的だったのが、近代化に伴って民衆全体が両班、いわゆる支配階級のような高級文化を享有するようになり、自分たちの名前も昔の支配階級の高級文化に沿ってちゃんとした漢字、それから行列字も入れて、名理学的な姓名判断も入れて、つけるんだというのが一般化されました。

親が子供の名づけをする場合も多いですが、実際には、作名所という専門の作名家が多数存在していて、そこに問い合わせをしたりする場合も多いです。親の漢文あるいは漢字の実力がそんなに高くない場合にも、そのようなプロセスを通して作られる漢字の名前というのは非常に難しい字を使ったものも多いですし、割に画数の多いものも多い、というのが一つの方です。社会全体的に脱漢字の文化が進んでいる中でも、名前に関しては逆方向で進んでいるわけですね。

もう一つの方とは、そのような漢字文化全体を真っ向から、ある意味では否定するような、すなわちハングルの固有語の名前をつけるというような傾向も、一方では進んでいることは現実であります。現在としては、そのふたつの傾向が共存していると言えるかと思います。

高田 実際に、我々韓国の新聞、雑誌等を見ていると、今はほとんどハングルです。時々括弧の中に漢字が書いてあるというようなこともありますが、人名、地名というような固有名詞に限って言いますと、町であるいは社会生活上、我々が日常目にするような印刷物あるいはテレビ等でもいい、さまざまなメディア上で、漢字で書かれる機会というのはどの程度あるものなんですか。

李 全くゼロと言っていいですかね。今 20 代、はたちを超えた大学生といっても、例えば文学系とか歴史系、哲学とかをやっている人間は別にしても、普通の経営学とか経済学あるいは工学、自然科学をやっている子たちが知っている漢字の範囲なんて二、三百を超えないと思います。新聞も全くハングルということで、自分の名前と親の名前ぐらい、大韓民国ぐらいは書けるかと思いますが。



ただし、学校教育における漢字の比重というのはそんなに減ってはおりません。高等学校を卒業するまでは 2,000 字ぐらい、少なくとも 1,800 字ぐらいは教科書を通じて学習しないとならないように、カリキュラムが作られています。しかし学校で学んでも実際に使わないとすぐ忘れてしまうんです。試験が終わったら忘れてしまうようなものなので、そういうのが非常にアンバランスな状態で、実際の生活における漢字使用というのはほとんどゼロに近いと言っていいかと思います。

高田 ハングルで書いてあって、その背後に正しい漢字を読み取ることができる場合とできない場合があるでしょうけれども、かなりの知識を持った人々であれば、大体想像はつくものですか。

李 それが非常に微妙な問題ですが、大体の知識を持っている人は想像がつくというのは、今の 50 代あるいは 60 代は、中学あるいは高校を卒業した人はそういう大体の知識を持っています。しかし、今の 20 代、30 代は、大学院を出てもそういう意味での常識は持っていないかもしれません。

そこで出てくる問題が、漢字の読みをハングルで表現した漢字語の場合ですが、おっしゃったとおり、裏にある漢字を知らないまま、その読みだけをハングルで書いているうちに、ハングル表記のつづりが全く間違ってしまったたりする傾向もあります。ハングル表記の漢字語を、もともとの漢字に再構成することさえできなくなったりする場合も、そんなに多いとは思わないですが、ないとは言えない状態ですね。

高田 韓国の現状がもしそうであれば、我々がやっている「漢字文化の全き継承と発展」の継承という点についてはちょっと心細い気がしないでもないですね。我々日本では、現在のところまだそこまでは劣化が進んでいないと思いますけれども、韓国の現状を横目で見ながら、我々は今後どうしていくべきかを考える上で大変参考になると思います。

韓国に先行して、漢字をほとんど捨ててしまった例として、ベトナムという国があります。

ベトナムは韓国と同じように、あるいは日本と同じように、かつては文化語として漢字を使ってきた国ですけれども、現在はいわゆるクォック・ゲーといいますけれども、フランス人宣教師の持ってきたローマ字を全面的に採用してしまっています。しかしベトナムにはローマ字で書いた漢字語がたくさんあるんですね。日本語と同じように、漢字が背後にある単語はあるんですけども、その漢字そのものは頭の中に浮かばないという状況になっている。他山の石とすべきかどうかというところだと思います。

ソウルの問題は、後で別に地名の問題として取り上げたいと思うのですが、承志さんが満州族、満州人の命名法についておもしろい話をされました。時間の都合で、恐らく十分に説明し切れないまま終わられたんですが、先ほどフォーラムが始まる前に雑談をしておりまして、大変おもしろいことをお伺いしたのでご紹介いたしたいと思います。

承志さんの名前というのは、姓と名があるわけじゃないんですね。承志で一つのお名前なわけです。ところが日本に住んでいると、名字と名前が二つ揃っていないと社会生活上大変困ることが多いわけです。何でもいいんですが書類に名前を書く場合には、姓と名とが違うところに四角が書いてあって、それぞれ分けて書かないといけない。承志さんが銀行に行って銀行口座を開くときに、彼は「承志」という二つの漢字を名前のところに書いたら、銀行員が勝手に「承」の字だけ引っ張り出して姓のところにに入れてしまったということでした。これは満州人の文化である命名法を抹殺することになるわけで、日本人として嘆かわしいことだと思います。世界じゅうを見回しますと、名前だけでやっている文化というのは結構たくさんあるんだと思いますが、大きな国では現在あまり行われないのでそういうことが起こるのだらうと思います。

それは一つの例ですけれども、承志さんのお話でおもしろく思いましたのは、清朝の時代に満州族には姓をつけることが許されなかったということです。その当時は支配民族であった満州族が民族の純化といいますか、民族の固有性を保持するための一つの政策だったのだらうと思いますけれども、中国人のような姓をつけてはならないという勅命があったという話は、大変おもしろいお話だと思いました。

そこで、先ほどちょっと出ましたソウルの話題に戻りたいと思います。漢字を使って表記する場合には、ソウルを北京語で原音に近い発音になる「首爾」にしたいと提案しました。この提案は、今の韓国が漢字に対してとっている立場というのをよく反映していると思います。現在の韓国はいわば表音主義なんですね。漢字は形、音、義とって3つの要素から成っているというのは常に言われることですが、形があり、音があり、それから意味がある。この3要素がそろって初めて一つの漢字ができて上がるわけですが、現在の韓国は音のほうだけを非常に強く意識してしまうのは、漢字をちょっとわきに置いて、ハングルを全面的に使用するという傾向があるのと同じことだと思います。

我々が韓国の人々の名前を呼ぶときに、韓国語の発音で呼ぶことを望まれる。韓国の方も日本人の名前を読むときに、漢字を音読みするのではなくて、日本式の読み方を使われる。ところが、日本と中国の間では、中国人の方は我々日本人の名前を呼ぶときに、私の場合はタカタ

というんですが、タカタさんとは言ってくれません。彼らは必ずわたしのことをカオティエンというふうと呼ぶ。漢字の音ということ意識するとそういうことになる。反対に、我々日本人が中国人の名前を呼ぶときには、誰でもいいですが、毛沢東はモウタクトウさんというふうに日本式の読み方でその名前を呼ぶのが普通です。



漢字の音というのは、一定の音があるわけではなくて、さまざまな言語に適応されたその土地の発音、あるいは中国の国内で言えば、それぞれの方言の読み方があるわけです。それぞれの音を用いて、それぞれ固有のやり方で発音してもよいという、かなり大きな幅をもった読みを許容するようになっているんですね。

ところが、現在の韓国は必ずしもそうではなくて、例えばソウルを「首爾」（ショウアル）という字で移すのは北京音だとまあ近いんですけども、これを中国のほかのところへ行ったら読ませますと、必ずしもうまくいかないんですね。だから、あまり音にこだわり過ぎますと、せっかくソウルという音を移してもらいたいという希望が必ずしもかなえられないということになります。

ソウル市の言い分は、例えばニューヨークだったら中国語で「紐約」と書くように、表音にしてほしいということじゃないかと思います。しかしあれはもともと広東から入ったので、広東語でニューヨーと読まないでニューヨークに近くなならない。ところが、北京語だとニューユエという、かなりニューヨークから遠い音になってしまうんですけども、それは中国における漢字使用ということからいうと仕方ないんですね。そういうありようを踏まえて提案をしないと、ちょっと実情にそぐわないと思います。

金坂先生、何かソウルについてお考えがありますでしょうか。

金坂 特にないんですが、僕自身、実はソウルを中国が「漢城」と漢字で表記するのに対して、「首爾」という漢字に変更するという対立をアイデンティティーとの関係で問題にすべきだろうと思って、用意はしてきておりました。

ということが一点と、日本の学校地図帳では中国の地名もカタカナで表記することを原則とし、それにですけども、漢字を併記しているのですが、私はカタカナで表記しても本当にきちんと向こうに伝わらない以上は、漢字のほうが重要ではないかなと、個人的には思っております。ただ、これはそれなりに理由のあることではあります。ただ、漢字を主とし、それにルビを付けてある表記の方がしっくりきます。これは、朝鮮半島の二つの国の地名についても言えることです。

つまり、漢字一つを取り上げる場合にも、社会的文脈がいろいろありまして、そしてまた歴

史的な経過もあって、多々考えてみなければいけない問題をはらんでいるのが現状ではないかなというふうに思います。

今、高田先生からソウルにかかわるお話を聞いて、首爾と表記した時の発音の仕方がわからなかったものですから、変なことを言わないでよかったなというふうに思っている次第でござ



います。ですけれども、これは地名の問題を漢字文化圏の問題として考えてみるということ、大変おもしろい話題にはなるんだろうと思います。3人の人たちがともにこの地名を取り上げようとしたということはおもしろいことだと思いました。

高田 地名に関して何か補足的なご意見がありましたら、パネラーの方、お願いできればと思うんですが、なかなかこれは微妙な問題で、難しいという気はいたします。

あまりソウルにこだわって問題が発展しないようであれば、私がぜひとも議論していただきたいと思っているのは、先ほど笹原先生のご報告にもありましたように、あまりにも途方もない名前のつけ方が横行していて、漢字による命名法としては、ちょっと逸脱し過ぎているんじゃないかなと思うようなことがあります。

「愛」と書いてラブと読ませるというのはほぼ笑ましい気もするんですが、しかしラブというのはあくまで英語の意味をつけただけのことであって、それだったら初めからカタカナにしとけばいいような気もするんですが、その辺り笹原先生、ご意見いただければと思います。

笹原 私も、「愛」と書いてラブと読ませるものは、趣味の問題というか、好みの問題になってしまうのですが、個人的には決して高尚な趣味ではないと感じます。ただ、こういう人たちが欲していることは、カタカナとしてのラブではなくて、「愛」と書いてそれを西洋ふうな雰囲気、例えばラブという語で読ませる、重層的な表現なのかもしれません。漢字の持つ形のかっこよさであるとか、かわいさなんてものも、地名のほうでもご指摘がありましたが、それを価値観の大きなものととらえている層がどうも世の中にあるのではないかと、というのが要望を集計しながら、また、「愛（ラブ）」とか、「騎士（ナイト）」とか、「聖夜（イブ）」とかという実例を目にしながら、感じていました。

高田 漢字の名前をつけるときに、単に字の形の雰囲気とか、あるいは甚だしい場合には音だけを使うというふうなことが、先ほど笹原先生の報告にもご紹介がありましたけれども、索引を引いて本文に行ってみたら意味がかなりひどかったのでやめるとか、そういう行動様式と

いうのは、結局のところ、現在の親の世代でも、漢字に対する総体的な力といいですか、漢字力が低下しているということから来ていると考えざるを得ないんだと思います。

本来、日本の名前は漢字で書かれることが多かったと思いますが、名前用の漢字については、音だけでなしに訓のことが多いですね。その訓読みの仕方も、名前の場合にだけ使うような、いわゆる「名乗り」といいますか、普通の漢和辞典を引いても出てこないような読み方があります。

今のラブというのはちょっと問題外ですけども、訓を利用した名前の読み方、すなわち名乗りというものについては、名乗辞典というのがありますね。そういう辞書が別に。そこには非常に幅の広い漢字の読み方が採用されているわけで、恐らく現在と同じように、昔の人々も漢字にこと寄せて何らかのいい名前をそこに見出そうとしたんだろうと思います。しかしそれには一定の制限があったんだろうと思うんです。

今の状況というのは、個人的な印象ですけども、あるべき姿を逸脱している部分がかなりあると思います。その根本にあるのは、やはり総体としての漢字に対する力が劣化しているところから来ているんじゃないかなというふうに危惧しております。

阿辻先生、何かその辺りでご発言いただければ。

阿辻 同感ですが、例えば「海」と書いてマリンちゃんと読む。私はこの話を、たぶんお父さんはサーファーか何か海のスポーツをやっていたらしゃるんだろうとある雑文に書いたらとんでもない間違いで、パチンコの機械にマリンちゃんという有名なキャラクターがいるのだそうですね。子供の名前につけるのは、きっと大変熱心なパチンコファンなのでしょうね。

いま高田先生がおっしゃった話で考えれば、高橋和巳さんの奥さんに高橋タカコさんという方がおられますが、たしか本名は「和」という字を書くはずで。「和」は足し算の答えですから、数字の「高」でしょうか。「和」という字に「タカ」という読みが与えられるのはそれにもとづく名乗りで、高橋タカコさんのタカコが「和子」と書いてタカコと読むのは、バックにある事を考えればしていくと、なるほどと思えます。

一方「海」でマリンちゃんと読む。バックにある事を説明して、パチンコですと言うと、ああパチンコかと理解できます。ではそのふたつはどこで線引きするかというのは大変難しい話であり、名乗りをどの程度幅広く認識していくかが命名に関しては絶えず関係してくると思います。さらにもう一つは、皇族の方々の名前が非常に読みにくい名乗りを使いますね。あれも何か一種のステータスというのがその背景にあるんじゃないかという気がします。名乗りは漢字の問題だけではなく、もっと大きな認識の問題が背景にあるのではないかと思います。

高田 皇族の方のお名前について、ここであれこれ言うのは不敬の極みでありますから申し上げませんが（笑）、恐らくあれはちゃんと古典に立脚した訓を選んでいるはずで、そういう意味では私の言う逸脱ではないというふうに思います。

漢字の名前の問題で、読み方については何の規定もないということです。もちろん規定する

のは難しいんだろうと思いますけれども、何かガイドラインというのがあっていいんじゃないかという気がしないでもありません。阿辻さんの報告にあったように、あまりひどい、汚いような言葉はパブリックコメントですか、そういう社会の認知によって、これは使わない文字にしようというふうなことが起こり得るので、そのへんはブレーキがかかっているんだろうと思います。

阿辻 さっき時間の関係で触れられませんでしたでしたが、「癌」という字をめぐる審議会ではちょっと議論になりました。委員の一人で戸籍の窓口を扱っている戸籍協会の会長さん、これは伝統的に千代田区の区長さんだそうですが、その方が戸籍事務を代表して、この字はだめというのはなるべく少なくしてほしいと主張していました。現場としてはでき



るだけたくさんの方を受け入れたい。例えば「癌」だって、癌撲滅に燃える若き医者に男の子が生まれたとして、自分が医学の道に精進していく念願を込めて子供に「癌克服」という名前をつける可能性があるのではないかと主張されてました。

法務省の方々は「常用平易」のフィルターを通ればそれは常用平易な漢字だから、戸籍法によって使うことができる、したがって「糞」であろうが、「癌」であろうが、「淫」であろうが、それを認めるべきだ、というのが法律家としての立場なんですね。

そのへんは文学部系統の委員と法学部系統の委員はかなり認識が違いました。いわば「良識の問題」で、名前をつけられる子供には責任がないわけですからね。かつて悪魔ちゃん事件というのがありました。あれは「親権の乱用」と考えられるのだそうで、「悪」も「魔」も常用漢字に入っているので名前としては使えるが、子供の将来の幸せを願っての命名とは思えないということで受理されなかった、と法務省が説明していました。

そうなると漢字の問題であるよりむしろ社会的な認識の問題、良識の問題が優先されるべきじゃないのかなと、私は会議に出ながらずっと思っていました。

高田 阿辻先生のご意見、何かパネラーの方で補足していただくことがあればお願いしたいんですが、ありませんでしょうか。それではちょっと承志さんにお伺いします。先ほどエピソードをご紹介させていただきましたけれども、姓、名の区別がないという点で、ほかに何か困ったこととかというのはなかったですか。

承志 困ったことというと、現実では承志という名前を後ろの名前のほうだけで書くというのは不可能ということはわかってるんですけども、たまに区役所に行くと、同じ後ろに書い

ているんですけれども、毎回「承」を無理やりに名字のところに入れさせられてしまいますね。

どうしてこういうことが起こるかというふうに、何人かの区役所の人に聞いたことがあります。なぜ私がこう書かないといけないかというと、説明によると、人間は姓はないといけないよというふうに言われます。(笑) あ、そうですかということで、一応今も承志という名前で、姓は「承」になって、名前が「志」になっています。

困ったというと、中国では名字と名前を分けて書くというところは非常に少ないです。特に中国の辺境の新疆ウイグル自治区、私がそちらの出身ですので、いろんな民族が住んでいるので、ウイグル族とモンゴル族、漢字4つとか、3つとか、5つ以上の漢字の名前を使う人も多いので、中国では厳密に姓と名前を分けて書くという規定は、基本的にはないです。

阿辻 質問ですが、中国語では姓だけをたずねる言い方がありますね。「你貴姓？」というように。そんな時には承志先生はどうお答えになるのですか。

承志 私はいつも「私の名前は承志です」というふうに答えています。姓というと、あなたの承という姓は珍しいですねと言われる。そのときに、相手がもしある程度清朝の歴史をわかる方だったら、あなたは恐らく旗人にいた人ですねというふうに言われます。そうじゃない方だったら、昔はこういうことがあって、我が家は今もこういう伝統を持っているというふうに説明をしなければならないときがよくあります。しかし、現在は私の周りの人はみんな姓を名乗ってしまいました。

高田 今ではシボ族の方も姓を採用していると。それは決まりということではないんですね。

承志 決まりではないですね。おじいさんの時代はみんな私と同じようないろんな名前。でも私以下の今の時代というのは全部名字をつけています。

高田 そのときに何か姓の文字として選ぶ選択の基準というのはありますか。

承志 選択の基準としては、満洲語の姓の発音の第一番の姓、例えば関という名字を使う人は大体コアルジャという人です。コアに近い発音は中国語の関と。

高田 有名な西太后がそのゲアルジャ氏の出身ですね。昔、敦煌文物研究所の所長をしておられた常書鴻という絵かきさん、あの人も満州族です。あれは常という名字を書き



ますけれども、それから有名な文学者で、ノーベル文学賞の候補にも何度もなった老舎という人がいますが、あの人も満州族です。老舎は名字が舒でしたか。

承志 もともと満洲語の発音はスムルという。スという字をとって蘇、徐、舒というふうにとっています。

高田 そういうふうになんて姓を採用する傾向があるということですね。

もう少し時間を取って、他の話題に触れたいんですが、安岡さんがさっき紹介されたコードと漢字の字形に関して、一つだけ薩摩の「薩」という字の問題を取り上げられたんですが、こういうことはほかにもたくさんあるものでしょうか。

安岡 あり得るようになってきたというのが、正解です。今回、人名用漢字を採用するにあたって、法制審議会では、2000 年に出た表外漢字字体表の字体を採用するという路線でいきました。表外漢字字体表というのは、あまり話題にならなかったので知らない方のほうが多いんですが、字体は割と旧字に近いんです。康熙字典体に近い字体を採用したんで、今回、人名用漢字に入ってきた 400 何字かは、割と康熙字典体に近い字が多いといえます。ところが、地名のほうは当用漢字字体表に準じてよい、とかと言っているわけですから、新字体を使ってほしいと言っているような気がするわけです。そうすると、そこですでに齟齬が起こっていますから、薩摩の「薩」以外にも起こり得るわけです。

ただし現実には、たとえば飛騨の「騨」は、「騨」と「驒」の二つがあるんですが、ヒダ市のダは「驒」につくるんですね。ですので、これは地名と人名用漢字とで齟齬を起こしていません。むしろ旧字で地名をつけたという希少な例です。

そういう点ではこれからじゃないかなという気がします。つまり、旧字の人名がどんどん増えてきたら、「あらっこの字体違う」という話になるのかな、というところです。

高田 今後一層その対決が迫られる場合が出てくるということですね。

さて最初に基調講演をしていただいたお二人の先生方、それからごくごく短い時間ですけれども、いろいろな方面から人名、地名の漢字の問題についてパネラーの先生方からご報告をいただきましたので、会場の方でこれらのご報告に対してご質問、ご意見等があらうかと存じます。それで、今から 30 分ぐらいの時間がありますので、もしご質問等がありましたら挙手のうえお願いしたいと思います。

質問 京都市右京区から来ました荒木と申します。金坂先生におたずねします。盛んに町名とか地名のアイデンティティーをおっしゃっているのですが、京都の独特のいわゆる上る、下る、それから東入る、西入る、この言い方、もちろん郵便番号泣かせらしいのですが、ちゃんと町名がありながら、古くからそういう上る、下るという言い方をしている。これについて先

生は、どのようにお考えでしょうか。

金坂 上る、下るの後に、必ず町名を正しくはつけますね。それに対して郵便番号も振られています。ですから膨大な数になるわけです。つまり道路がクロスしてますから、それで上る、下る、西入、東入で位置の特定はできるわけです。

ですから、そういう意味では町名の持つ意味は絶対的ではないわけですが、ただ歴史的にはその地名をずっと使い続けているという意義がありまして、評価としては、僕は両方ある現状というものがいいのではないかというふうに考えていますけれども、町名がなくても、道路地名に上る、下る、西入、東入をつけるだけでも、場所の特定ということではいえます。

そういう表現はまさに京都の条坊都市としての平安京以来の都市と直結しているわけですし、しかも中国の都城でもこれほど均整のとれた形態はないわけですから、非常に貴重なものであろうというふうに思います。

ですが、最近道路の表示なんかを見ていますと、ちょっとずつずれてきているところが、例えば東山丸太町というふうな表現を今しておりまして、行政というのはきちんと地名の由来とか成立とか、そういうものに対する認識がないわけです。考古学の人もそういうことはないし、歴史学だってあまり、歴史地名といっても、空間的な属性に対する関心が弱い。この空間的属性をきちんと踏まえないといけないということで、僕としては、どこを占めているのかということとをきっちり押さえてかかるような地名についての認識というのが大切だと思っているわけです。

荒木 確かにわかりやすいですね。もし例えば、京都大学の所在地となったときに、吉田本町というちゃんとした町名がありながら、もしこれを東大路通り近衛通りとか、東大路通り百万遍西入るとか、こういうようには。

金坂 京都市では、上る、下るは平城京の都城の部分、だから洛外の部分は上る、下るという表記はしていないと思います。ですから、そういう意味でも上る、下るという地名が、地名とは言いませんけれども、上る、下るという言葉がどのようにして京都の中に定着してきたのか、私気にはなっていますが、調べてはいません。京都地名研究会というのが一昨年できまして、その編になる京都の地名に関する本がもうすぐ出ますが、これについての検討はないようです。

ですから、今のご指摘は一つの課題として考えてみたいとは思いますが。そういうふうなことで、地名についていろいろな人がどんどん関心を持っていくということが大切なんだろうと私は言いたいわけです。

質問 茨木市の大関と申します。国語審議会の先生にお尋ねしたいんですけども、中国においては漢字が非常に簡略化されてきております。合理的だなという気もするんですが、その

導入ということについて、あるいは日本の漢字への影響というものについては、どうお考えでしょうか。

阿辻 国語審議会という組織はすでに解散しており、現在は文化審議会国語分科会というところですが、かつて首を突っ込んでいましたので、私からお答えをさせていただきます。

簡略化問題は日本においても当用漢字字体表において存在しました。例えば今私たちが使っている「国」とか「学」とか「芸」とか「楽」とかはすべて簡略化された形です。当用漢字のうちのいくつかは、中国と同じようにもともと略字体が規範的な字体として定められていますので、その点では日本だって簡略化をおこなっているわけです。

中国の簡略字がよく問題になるのは、日中の往来が盛んになってたくさんの日本人があちらへ行って、日本人は見たこともない漢字があちこち氾濫していて、それが非常に大胆に簡略化されているもので、中国はやたらと略字を使うようになったと考えるからです。例えば台湾とか香港とか、いまでも旧字体をそのまま使っている地域から見れば、日本も中国も五十歩百歩という状況です。

いまの常用漢字に入っている字形は当用漢字での簡略化字形をそのまま引き継いでいるので、1,945の中にはかなりの数の略字体、簡略化字形が入っていることは間違いない話です。

問題は常用漢字に入っていない漢字です。これもよく話題になりますが、「鷗」とか高山の「驪」もそうですね。森オウガイと書こうとしても、今の一般的なコンピューターでは片仮名のメの「鷗」しか書けないという問題が、10年ぐらい前から大きくクローズアップされました。国語審議会の最後の課題の一つとして、常用漢字に入っていない漢字をどの標準化していくかという事があり、印刷する時にはこのような形で印刷することを標準とする、という「印刷標準字体」を1,000字余りについて決めました。

その時には明治以降の活字印刷の歩みを示す資料をつかって検討し、結果として圧倒的多数は康熙字典体という、いわゆる旧字体で印刷されるのがほとんどであったという結論になりました。その結果は「表外漢字字体表」という名前で公表されましたが、そこではいわゆる旧字体がほとんどです。カモメは「鷗」という口3つの形ですし、高山の「驪」も口ふたつになっています。旧字体を基準とするという体制が今は決められています。

したがって簡体字の問題は突き詰めて考えれば常用漢字の中に入っている簡略化字形と、表外漢字字体表に包括されている康熙字典体のふたつをどうすりあわせていくかということが、これから非常に大きな問題になっていくのではないかと私は思っています。

高田 中国の簡体字というのは、いかにも印象が強いんですね。我々がふだん使っている漢字と形が随分違うものですから、そういう印象を受けるんだと思います。それでは中国では、いわゆる旧字体を使っていないのかというと、そんなことはなくて、古典学者たちは相変わらず古い字体を使っていますし、古典を新しく出版するようなときも旧字体を使っているわけで、簡体字は要するに規範が変わったということだけなんです。

今の簡体字というのは、昔も民間で広く使われていた字体です。手書きのときにはああいう字体をみんなが使っていたわけです。それを革命をしたんだから民衆の文字を規範にしようという、恐らくそういう発想があるんだろうと思いますが、簡体字を規範としてしまったわけです。規範になりましたから、新聞、雑誌等も簡体字で印刷される。

しかし、これはわたしの個人的な予想ですが、将来また変わる可能性はあると思っています。旧字体に復帰する可能性はゼロではないと思います。したがって、あまり簡体字に惑わされることなく見守っていればいいんじゃないかなと思います。

質問 初めに、金坂先生の地名を文化財にするというお考えを全面的に支持したいと思います。実は私、長屋王の木簡を中心に荷札木簡の興亡といいますか、それをずっと追いかけておりますけれども、昨年3月に兵庫県の旧氷上郡の春日町のほうへ氷上郡から米などを運んだ木簡の照会を6件ほどやりにいきまして、わくわくしながら、恐らく新しい市は氷上市になるんじゃないかなと思いながら行ったところが、現地へ行ったら何と丹波市になっている。これで恐らく丹波市氷上町だけしか残らないと思うんです。それは、私は米を運んだ古代人を蹂躪するものだ、こんなふうを考えておりまして、いま何らかの反論の小文を考えているところなんです。

ぜひともこういった漢字文化における木簡成果の可能性ということについて、先生からもぜひ触れていただきたいと思います。人名の問題もありまして、あの木簡の中には非常におもしろい古代人名もたくさん出ております。そういったことで、私は木簡調査の非常に強い味方を見つけたと喜んで思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

金坂 僕も今の名前では、丹波よりも氷上のほうがというふうには思いますけれども、一つはより広い範囲という志向が今度は非常に強くなっております。郡名というよりも国名であるというふうなところがあるかと思ひます。

もう一つは、地名をつける人たち、公募ということになりますと、小学生以上というふうなことになるんですね。そうすると、どこまで歴史というものに対して認識を持っているのかということになります。

もう一つは、先ほども南セントレアで申しましたが、思惑があって公募をするというふうなこともありますし、本当に日本の国家を挙げて地名（行政地名）の改変を行う以上は、私は、政府一関係当局がきちんと地名というものの本質を踏まえて、それをちゃんと説明をして、全国民に知らしめて、そうして行政



効率等々の理由で行政域を広域化していくんだということを、そしてそのために地名についても変えなくてはならないが、地名に対する配慮も大切であることを明示し、国全体の運動として扱っていかないといけないのではないかな。それが該当する地域だけの問題になってしまっている。そこに非常に大きな問題があると考えます。

地名学というのは、僕は地理をやっていますけれども、本当にまともにしている人は日本ではほとんどいないと思います。国語学、国語史をやる人は、しばしばすぐに変わった地名、特にアイヌ地名あるいは縄文地名と、そこらへんにすぐ走ってしまうんですね。常識的な地名についてはなかなかやらない。

そんなことで、僕は今の発言にも力づけられるところがあるんですけども、本当にある場所、空間を占拠しているという、そういう地名の側面というものをきちんと押さえていかなければいけないし、ちょっとご質問からずれますけれども、きちんと空間的な情報として地名というものの、重層的に存在しているものを歴史資料として保存していかなければいけないのではないかなというふうに思います。

ご質問を利用させていただいて、私の言いたいことを言った嫌いもありますが、以上をもって回答とさせていただきます。ありがとうございました。

質問 平野と申します。笹原先生と阿辻先生にお答えをお願いします。人名漢字について、先ほど千代田区の区長さんは多ければ多いほど良いという要請が窓口係から出ているというお話でした。時代とともに増えていくというのは、やむを得ないところはあると思うんですけども、やはり絞っていくという動きは全然ないのでしょうか。

例えば、人名に使ってよい漢字の中で、実際に使われてないものとか、いわゆる出現ゼロというのも相当あるんじゃないかという気がします。そのあたりのデータをお持ちでしたら、それもあわせて、お聞かせいただけたらと思います。

笹原 人名に使われている漢字の実態調査は、結論から言いますと、現実には存在しないと考えられます。ないからこそ実は今回も、法制審議会が始まってから実態を数えるという、言ってしまうと泥縄式の対応になったわけです。

私も個人的には、日本で使われている名字と名前の全数調査というのは当然に国がやっているはずだと認識していたわけですが、実際にはそういうデータはどこにもなかったという、まことに寂しい現実があります。そういう調査があつて初めて、本当に人々が使ってきた名前と、例えば1900年に命名された漢字の全数であるとか、1910年ではそれがどうであったか、



そういう本当の意味での流行というもの、また歴史的な変遷というものがたどれるのです。実はそれがあってこそ、初めて人の名前とはという深い話ができるはずだと感じております。

そういうデータがない日本という国の文化の浅さということが、今回は仕事を通じても実感されました。いろいろなお話を伺っていても、時間的に古いものと現代との断絶ということが感じられます。継承なされてない部分というのが、固有名詞に限ってもこのように露見しているというのが実感としてあるわけですが、データとしても調べれば恐らく出てくるだろう、ぜひデータを取っていききたいというふうには考えております。

阿辻 千代田区区長さんは現場の窓口の立場を代表して発言しておられるのですが、こういう名前をつけたいと窓口に出生届を持ってこられる時に、この漢字は使えませんよと言わねばならない時がある。そんな時にずっと引きさがってくれれば話は簡単ですが、かなりの抵抗を示す方も多いのだそうです。「どうしてだめなのだ」と議論になることもよくあり、それがこじれると裁判になっていくわけです。窓口としては、たくさんの漢字が使えれば衝突が少なくなっていくわけですから、現実的な対応としてたくさんの漢字が使えれば使えるほどありがたいと考えるようです。

極端なことを言えば、制限をしないことだって考えられるのではないかという議論もあります。委員の中には、ローマ字やハングルも日本人の名前に使えるべきだという意見を出す方までいらっしゃいました。

私はその意見には賛成しませんでした。もう一つおもしろかったのは「糞」でした。汚い字ですが「糞」字はパブリックコメントの前の原案には人名用漢字候補に入っていました。そんな漢字が名前には使われるはずがないと私は主張しましたが、「糞尿」という時の「尿」は常用漢字に入っている漢字です。したがって「尿」はずっと名前に使おうと思えば使える漢字だったわけです。

例えば山田尿太郎という名前をつけようと思えば可能だったわけです。「尿」は可能だけでもだれも使わない。だったら「糞」が入っても使われないから、「尿」と同じように考えることができるのではないかという意見が委員会の中でありました。

法務省は、密室の中で数人の委員による恣意的な取捨選択がおこなわれたという評価を一番恐れたようで、パブリックコメントというプロセスを経たら、それを削除することには何の抵抗もありませんでした。

最後の最後に、法務省の側からある漢字を復活させてほしいという要望がありました。それは「爪」という漢字で、投票で外れたのですが、「爪」は悪い意味を持つ漢字ではないから使えるようにしたいというのです。別にいい意味でもないだろうと思うのですが、例えば爪子という名前が申請があった時に、裁判になるのが彼らは一番いやだとはっきり言っていました。

結局、「爪」は復活しました。明らかに差別につながる文字、目が見えないとか、耳が聞こえないとか、そういうものは外す。それから不快感をもたらすものや癌とか疾病にかかわるものもはずす。常識的なフィルターで外されるもの以外は何でもかんでも入れたいというの

が行政の立場のようです。

現実問題として「尿」は使われていませんし、「病」だって恐らく名前にはほとんど使われていません。子供が1人か2人という時代ですから、宝物のような子供の名前を選ぶときに、よほどのことがなければ理性的な判断で文字を選ばれるんじゃないかということぐらいしか、行政としては考えられないのではないかと思います。

質問 大津から来た松本といいます。仏教の法名を名前にしています。祖先の法名を名前にするということがあります。それから、陰陽でその字を使ったら幸福でないというように、陰陽を使うて中国の陰陽学ですか、そういうふうなところから名前を使っています。

それから、漢字のことですが、梵語の字があるんです。仏教の中でも梵字が多いんですが、梵字を上につける。そういうふうにして、仏教から地名がつく。梵語というのもありまして、そこから地名ができていくところがあるんです。そういうようなところを研究してもらいたいと思ってお願いしたいと思います。

高田 ご提言ありがとうございます。確かに人名にせよ、地名にせよ、さまざまな文化要素を含んでおりますから、いろんなことがあるんだろうと思います。多分、専門の方がその方面から今後研究されると思いますので、その成果を期待したいと思っております。

質問 南区から来ました浜田と申します。二点質問がございます。

一点、金坂さんは、外国の言葉が地名になったらおかしいやないか、文化程度からおかしい、そういうことをおっしゃいましたけれども、例えば京都の先斗町、これポルトガル語なんですね。それも一つの文化になっている。東京の例えば大田区、これは蒲田と大森が合わさって大田区なんです。どちらの文化程度が高いのでしょうか。やはり先斗町のほうが文化程度が高いような感じがします。外来語がダメだという考え方は少しおかしいと思います。

それから第二点目、阿辻さんに質問です。去年、川口元外務大臣が北東アジアとおっしゃいました。日本の場合には東南アジアと呼んでるんですね。東西軸を先にして南北軸を後に、こういう名称で呼んでいるはずなんです。北東アジアという呼び方は、少しおかしいなと思いましたが、そのあたりを是正していただきたいなと思って発言させていただきました。

金坂 地名のほう、僕が外来語と言った文脈は、今のお尋ねの文脈とはちょっと違ったと思います。南セントレアという地名について、外来語でないという表現をしたわけでありまして、それともう一つは、近代と近代以前というところで、先斗町の地名由来について、僕の研究室の助手をしていて、ある大学の助教授に今なっている人が新しい説を出しているようでありまして、必ずしも現在流布している先斗町のポイントという地名についての解釈が正しいかどうか問題もあります。もちろん時代を経て、先斗町という地名が従来の説であるとしても、日本語になっているわけですから、それをどうこう言うつもりはありませんけれども、僕は現在の平

成という時点における地名のあり方として、国際化とかさまざまなことを考えたときに、南セントレアという地名について批判をしたという次第でございます。

阿辻 方角の問題を私が答えるとのはいったい何の因果だと思います。川口外務大臣と親戚でもありませんので、なぜそうおっしゃったかはよく存じませんが、二通りの言い方が思いつきます。

西郷隆盛が出てくる「西南の役」は「西南」と書きます。一方沖縄本島から石垣島等へ飛ぶ飛行機会社に「南西航空」があります。西と南が45度で交わる方角を「西南」「南西」と呼びますが、南西航空は英語表記でサウスウエスト・エアラインと書きますね。英語のその言い方を南西航空と訳したのでしょうか。それが漢語ではもともと西南と言われていたのではないかと思います。苦し紛れの答えですが、国語審議会であずかっていたテーマでもありませんので、それ以上のお答えは私の能力をちょっと超えていると思います。

高田 そろそろ時間が予定しておりました5時になっていますので、このへんで終わらせていただきたいと思います。最後に地名に関して一つ金坂先生のほうから会場に呼びかけがあるということです。

金坂 一つ、皆様方にぜひお願いをしたいことがございます。こういうところではありえないことですが、勇気がいることであろうと思います。目をつぶっていただいた上で、皆様お互いにどちらにあげるかなんですが、だから目をつぶっていただきたいんですけれども、南セントレアという地名がいいというふうに思われる方、おられましたら手を挙げていただければと思いますがいかがでしょうか。

じゃあ、よくないと思われる方。

ほぼ新聞紙上の傾向と一緒にあるということがわかりました。安心しました。ありがとうございました。

(拍手)

高田 ありがとうございました。きょうは1時から5時まで、4時間の長きにわたりましてお付き合いいただきありがとうございました。「漢字文化の今」の第2回ということでしたが、第3回、第4回と、毎年この時期に開催させていただきたいと思っておりますので、なにとぞご支援のほど、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

【資料】

『朝日新聞』2005 年1 月28 日「南セントレア市／ 中部空港愛称にあやかる」

来年3 月の合併を目指す愛知県美浜町と南知多町の法定合併協議会は27 日、新しい市の名称を「南セントレア市」とすることを全会一致で決めた。新市北隣の同県常滑市沖に2 月17 日に開港する中部国際空港の愛称「セントレア」にあやかった。ただ、当の新空港自体、知名度の向上が大きな課題だけに、「認知されたことを喜ばしく思う一方、全く想定しないケース」と戸惑っている。総務省によると、現在カタカナの市名は山梨県の南アルプス市だけ。合併協議会の委員26 人が、昨年12 月に公募した名称に、自分たちの作品を含めて投票。新空港の愛称を使った案は公募ではゼロだったが、委員案には「南セントレア市」「セントレア市」「^{セントレア}遷都麗空市」の三つがあった。単独での最多得票は「南知多市」だった。しかし、セントレアを使った3 案を合計すると1 位を上回った。協議会では商標などを心配する声が出たが、問題ないことがわかったという。空港会社の所在地は常滑市セントレア1 丁目。

『読売新聞』2005 年2 月8 日「今日のノート／ 南セントレア市」

是非はともかく、新空港にかける地元の入れ噫みようを感じる。17 日開港する中部国際空港の南に位置し来年3 月の合併を目指す愛知県美浜町と南知多町の法定合併協議会が決めた新しい市の名称、「南セントレア市」のことである。セントレアは、中部を意味する「セントラル」と空港を表す「エアポート」を合成した同空港の愛称だ。市の名前に片仮名がつくのは、全国でも山梨県南アルプス市しかない。もちろん、空港の愛称を取り入れる名称は例がない。これ程、直截的ではないが、関西空港の開港時にも周辺市町が、空港と一体になった街づくりの夢を描く様子を見た。だが、どこでどうボタンをかけ違えたのか。今はその熱気はない。

空港島のある市町にとって、空港は、固定資産税の有力な税収源の意味しかないようだ。その周りの自治体も口にするのは騒音問題が多い。一方、関西空港会社の地元への対話も欠けている。関空では、2007 年に二本目の滑走路を供用することが決まった。空港と街の活性化に向け、地元がどんな役割を担うか。固定資産税や飛行ルート、観光振興などの課題を胸襟を開いて議論する、いい機会だ。中部空港は、地方都市との乗り継ぎの便や、展望浴場、結婚式場も備えたターミナルビルなど、後発ゆえの優れた点を持つ。利用者の利便さ、快適さの面で関空が後れをとらないためには、地元自治体、経済界の知恵と協力が必要なのは間違いない。

『読売新聞』2005 年2 月8 日「読者投稿欄／ 町昇格拒否した南阿蘇村に敬意」

市町村合併で2 月、29 市町村が新たに誕生する。町や市に昇格する例が多い中、「村」ととどまる決心をした熊本県の「南阿蘇村」に拍手を送りたい。新聞などによると、熊本県の白水、久木野、重陽の三村が合併し、南阿蘇村となる。人口1 万2 千人と、町への昇格基準を十分満たしているのに、町より村の方が希少価値があると判断したという。私は疑問に思っていた。村や町が合併するのはいいが、それらしい町並みもないのに、「市」を名乗られてもピンと来ない。自然豊かな田舎はやはり「村」であってほしい。このままだと、「市町村」という漢字を子供に何と教えて良いか分からなくなると心配していた。村会議員より市会議員の方が格好良いと思われる風潮を変えるきっかけになればと思う。住民アンケートでも過半数が「村」を支持した南阿蘇村の人たちに、敬意を表したい。

旧国名を含む新市町一覧

名称	合併前の市町村名	年月
石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	2005年10月
ひだか市	新冠町、静内町、三石町	(休止中)
東十勝町	豊頃町、浦幌町	2006年3月
むつ市	むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村	2005年3月
会津若松市	会津若松市、河東町	2005年11月
会津美里町	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	2005年10月
会津若松市	会津若松市、北会津村	2004年11月
南会津町	田島町、館岩村、伊南村、南郷村	2006年3月
常陸大宮市	御前山村、大宮町、山方町、美和村、緒川村	2004年10月
常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	2004年12月
常総市	水海道市、伊奈町、谷和原村	解散予定
下野市	南河内町、石橋町、国分寺町	2005年10月
佐渡市	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊町	2004年3月
能登町	能登町、柳田町、内浦町	2005年3月
中能登町	鳥屋町、鹿島町、鹿西町	2005年3月
加賀市	加賀市、山中町	2005年10月
越前町	朝日町、宮崎村、越前町、織田町	2005年2月
越前市	武生市、今立町	2005年10月
南越前町	南条町、今庄町、河野村	2005年1月
若狭町	三方町、上中町	2005年3月
甲斐市	竜王町、敷島町、双葉町	2004年9月
甲州市	塩山市、勝沼町、大和村	2005年11月
飛騨市	古川町、河合村、宮川村、神岡町	2004年2月
美濃加茂市	美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村	2004年12月解散
伊豆の国市	伊豆長岡町、菰山町、大仁町	2005年4月
伊豆市	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	2004年4月
西伊豆町	西伊豆町、賀茂村	2005年4月
伊賀市	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町	2004年11月
伊勢市	伊勢市、二見町、小俣町、御園村	2005年11月
南伊勢町	南勢町、南島町	2005年10月
志摩市	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町	2004年10月
東近江市	八日市市、永源寺町、五箇荘町、愛東町、湖東町	2005年2月
京丹後市	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	2004年4月
京丹波町	丹波町、瑞穂町、和知町	2005年10月
丹波市	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	2004年11月
淡路市	津名町、淡路町、北淡町、津名郡一宮町、東浦町	2005年4月
南あわじ市	緑町、西淡町、三原町、南淡町	2005年1月
西和市	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	解散予定
伯耆町	岸本町、溝口町	2005年1月
出雲市	出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町	2005年3月
隠岐の島町	西郷町、布施村、五箇村、都万村	2004年10月
美作市	勝田町、大原町、東粟原村、美作町、作東町、英田町	2005年3月
備前市	備前市、日生町、吉永町	2005年3月
吉備中央町	加茂川町、賀陽町	2004年10月
安芸高田市	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	2004年3月
安芸太田町	加計町、筒賀村、戸河内町	2004年10月
周防大島町	久賀町、大島町、東和町、橘町	2004年10月
周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	2003年4月
長門市	長門市、三隅町、日置町、油谷町	2005年3月
阿波市	吉野町、土成町、市場町、阿波町	2005年4月
阿南市	阿南市、那賀川町、羽ノ浦町	2006年3月
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	2002年4月
伊予市	伊予市、中山町、双海町	2005年4月
中土佐町	中土佐町、大野見村	
豊築市	豊前市、椎田町、築城町	
筑前町	三輪町、夜須町	2005年3月
対馬市	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	2004年3月
壱岐市	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	2004年3月
豊後高田市	豊後高田市、真玉町、香々地町	2005年3月
豊後大野市	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳町、犬飼町	2005年3月
薩摩川内市	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村	2004年10月
さつま町	宮之城町、鶴田町、薩摩町	2005年3月
南さつま市	加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町、金峰町	2005年11月
南大隅町	根占町、佐多町	2005年3月
計 44市20町		

出典：帝国書院『平成の市町村大合併——加速する地方分権化による合併の波』2005年

注：重複するものは重複して計算

県名と一致する、あるいは県名を含む新市町一覧

名称	合併前の市町村名	年月
青森市	青森市、浪岡町	2005年4月
山形市	山形市、上山市、山辺町、中山町	解散予定
東埼玉市	北川辺町、大利根町、栗橋町	解散予定
さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	2001年5月
さいたま市	さいたま市、岩槻市	2005年4月
新潟市	新潟市、黒埼町	2001年1月
新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村	2005年3月
新潟市	新潟市、新津市	2005年3月
富山市	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村	2005年4月
長野市	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村	2005年1月
岐阜市	岐阜市、柳津町	2006年1月
静岡市	静岡市、清水市	2003年4月
静岡市	静岡市、蒲原町、由比町	2006年3月
京都市	京都市、京北町	2005年4月
奈良市	奈良市、月ヶ瀬村、都祁村	2005年4月
鳥取市	鳥取市、国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町	2004年11月
岡山市	岡山市、御津町、瀬崎町	2005年3月
広島市	広島市、海田町	2004年12月解散
広島市	広島市、湯来町	2005年4月
山口市	山口市、防府市、徳地町、秋穂町、小郡町、阿知須町	(休止中)
山口市	山口市、徳地町、秋穂町、小郡町、阿知須町	2005年10月
東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	2003年4月
高知市	高知市、鏡村、土佐山村	2005年1月
佐賀市	佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬町	2005年10月
長崎市	長崎市、琴海町	2006年1月
長崎市	長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町	2005年1月
大分市	大分市、佐賀関町、野津原町	2005年1月
宮崎市	宮崎市、佐土原町	2006年1月
鹿児島市	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町	2004年11月
計 29市	注:重複するものは重複して計算	

国や県よりも広い地域の名称を冠する新市町一覧

名称	合併前の市町村名	年月
東北町	上北町、東北町	2005年3月
坂東市	岩井市、猿島町	2005年3月
(瀬戸内市)	牛窓町、邑久町、長船町	2004年11月
山陽小野田市	小野田市、山陽町	2005年3月
四国中央市	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	2004年4月
(黒潮市)	須崎市、中土佐町	合併中止
北九州市	北九州市、中間市	合併中止
西海市	西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町	2005年4月
計 7市1町		

大都市の名称に方位をつけた新市町一覧

名称	合併前の市町村名	年月
東さっぽろ町	南幌町、由仁町、栗山町	合併中止
北秋田市	鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町	2005年3月
西東京市	田無市、保谷市	2001年1月
北名古屋市	師勝町、西春町	2006年3月
東広島市	東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町	2005年2月
北広島町	芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	2005年3月
東熊本市	大津町、菊陽町、合志町、西合志町	解散予定
西宮崎市	清武町、田野町	2006年1月
計 6市2町	注:重複するものは重複して計算	

出典: 帝国書院『平成の市町村大合併——加速する地方分権化による合併の波』2005年

「ひらがな」・「カタカナ」名称を持つ新市町名

名称	合併前の市町村名	年月
北海道 サロマ町 東さっぽろ市 ひだか市 せたな町	佐呂間町、上湧別町、湧別町 南幌町、由仁町、栗山町 新冠町、静内町、三石町 大成町、瀬棚町、北檜山町	2005年10月 合併中止 (休止中) 2005年9月
青森県 むつ市 つがる市 おいらせ市	むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村 木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村 百石町、六戸町、下田町	2005年3月 2005年2月 (休止中)
宮城県 あぶくま市	角田市、丸森町	2005年12月
秋田県 にかほ市	仁賀保町、金浦町、象潟町	2005年10月
山形県 はながさ市	尾花沢市、大石田町	2005年10月
茨城県 つくば市 かすみがうら市	つくば市、茎崎町 霞ヶ浦町、千代田町	2002年11月 2005年3月
栃木県 さくら市	氏家町、喜連川町	2005年3月
群馬県 みなかみ町 みどり市	月夜野町、水上町、新治村 笠懸町、大間々町、東村	2005年10月 2006年3月
埼玉県 ときがわ町 さいたま市 さいたま市 ふじみ野市	都幾川村、玉川村 浦和市、大宮市、与野市 さいたま市、岩槻市 上福岡市、大井町	2001年5月 2005年4月 2005年10月
東京都 あきる野市	秋川市、五日市町	1995年9月
石川県 かほく市	高松町、七塚町、宇ノ気町	2004年3月
福井県 あわら市	芦原町、金津町	2004年3月
山梨県 南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	2003年4月
愛知県 南セントレア市	南知多町、美浜町	2006年3月
三重県 いなべ市	員弁町、大安町、北勢町、藤原町	2003年12月
兵庫県 たつの市 南あわじ市	龍野市、新宮町、揖保川町、御津町 緑町、西淡町、三原町、南淡町	2005年10月 2005年1月
和歌山県 かつらぎ町 みなべ町	かつらぎ町、花園村 南部川村、南部町	2005年10月 2004年10月
徳島県 つるぎ町 東みよし町	半田町、貞光町、一宇村 三好町、三加茂町	2005年3月 2006年3月
香川県 東かがわ市 さぬき市 まんのう町	引田町、白鳥町、大内町 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 琴南町、満濃町、仲南町	2003年4月 2002年4月 2006年3月
愛媛県 きほく町	広見町、松野町、日吉村	(休止中)
高知県 いの町	本川村、伊野町、吾北村	2004年10月
福岡県 うきは市	吉井町、浮羽町	2005年3月
佐賀県 みやき町	中原町、北茂安町、三根町	2005年3月
長崎県 さざなみ町 東そのぎ市	小佐々町、佐々町 東彼杵町、川棚町、波佐見町	(休止中) (休止中)
熊本県 あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	2003年4月
鹿児島県 さつま町 いちき串木野市 南さつま市 ちらん枕崎市 とくのしま町	宮之城町、鶴田町、薩摩町 串木野市、市来町 加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町、金峰町 枕崎市、知覧町 徳之島町、天城町、伊仙町	2005年3月 2005年10月 2005年11月 合併中止 2006年1月
沖縄県 うるま市	石川市、具志川市、与那城町、勝連町	2005年4月

出典：帝国書院『平成の市町村大合併——加速する地方分権化による合併の波』

注：つくば市 2005年2月までに合併した市町村

むつ市 2005年3、4月に合併する市町村

サロマ町 合併後の名称が決定したが、官報に告示されていない市町村

【 あとがき 】

本報告書は、2005 年 2 月 13 日（日）に京都新聞文化ホールで行われたオープン・フォーラム“漢字文化の今 2”での講演、およびパネル・ディスカッションを当日の速記録にもとづいて編集したものである。このフォーラムは、21 世紀 COE のさまざまなプロジェクトが、ともすれば極先端にかたよりがちなことに鑑み、「漢字文化の全き継承と発展のために」という本課題を広く市民諸氏と共有することを目指し、COE プログラムの初年度に企画された。

第 1 回のオープン・フォーラム“漢字文化の今”（2004 年 2 月 8 日）が百人を越える聴衆を集めたことは、この COE プログラムの推進者である我々にとって、大きな驚きであった（第 1 回のオープン・フォーラムの様態については、昨年 7 月に刊行した印刷体報告書に詳しい。PDF 版は <http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/papers/is-kanji-2004/is-kanji-2004.pdf> で閲覧可能）。漢字文化の継承や発展が、これほどまでに一般市民の注目を浴びていることに驚いた我々は、「このような催しを継続して行ってほしい」という参加者からの多くの声に励まされ、第 2 回のオープン・フォーラムを企画した。今回のものがそれである。近年、市町村合併に伴う「新地名」が話題になり、また人名用漢字の改訂が進んでいるという状況の中で、地名・人名を主題に取り上げてはどうかという企画を立てたところ、幸いにして京都新聞社の理解を得ることができた。かくて、この第 2 回のフォーラムは、場所を交通至便な京都新聞文化ホールに借り、京都新聞との共同主催という形で開催されたのである。

本フォーラムに先だって、京都新聞に社告を出してもらい、あわせてポスターの印刷、配布、ダイレクトメールによる案内などの広報に努めたところ、事前申し込み制としたにもかかわらず、200 名を越える方が出席して下さった。当日の様態は、『京都新聞』が 2 月 22 日に報道している（<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/newspapers/2005-02-22kyoto.pdf>）。新聞報道にも見えるように、日本を含んだ「東アジアの人名・地名と漢字」というテーマが多くの人々の心をとらえて離さぬ重要な課題であることを再度確認することができたことは、この講演会の大きな収穫といえるだろう。貴重な資料をおりまぜながら興味深い基調講演をして下さった金坂、笹原両先生には、改めて感謝申し上げる次第である。また、積極的に発言いただいたパネラーの諸氏、会の準備にあたった京都新聞社の関係各位にも、感謝のことばを贈りたい。

本記録は、当日の速記録をそれぞれの講演者、パネラーに送り、その校正を経て編集したものである。基本的には当日の講演、発言のままであるが、当然に口語的な表現を書き言葉にあらためたり、口頭発言ゆえの仔細な誤りを訂正したり、あるいは当日の配布物（あるいは映写物）を講演に繰り込んだり、付録としたり、といった加工をほどこしてある。

（編集責任者 石川 禎浩）